

大日本神祇會編
神社讀本

170-Z3ロウ



1200800289855

170

Z3ロ

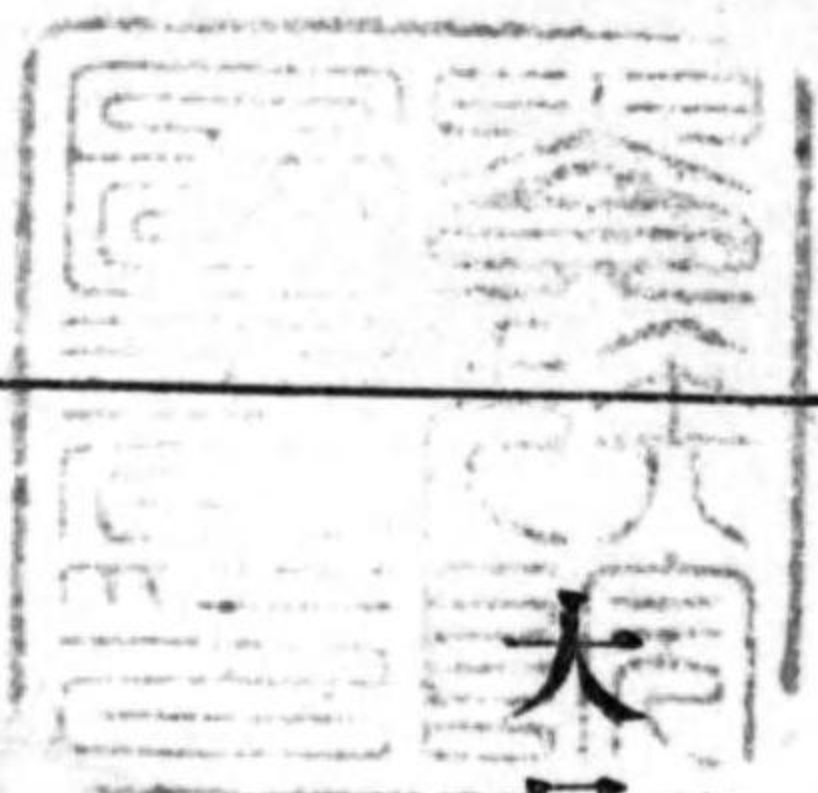
ウ

省推薦圖書



始





大日本神祇會編

神社讀本

日本電報通信社



水溜米室畫
神宮殿舍之圖(神宮教院版)

170
230
⑦



5718

175

80W34454

天壤無窮の神勅

葦原千五百秋之瑞穂國 是吾子孫可王之地也 宜爾皇孫就而治焉 行矣 寶祚之隆 當與天壤無窮者矣

同床共殿の神勅

アガミコノタカラノカガミヲミマサムコトマサニアレヲミルガゴトクニベシトモニユカチオナジクシミアラカクヒツニシテ
吾兒視此寶鏡モアイハヒノカガミトスベシ 當猶視吾モトモニユカチオナジクシミアラカクヒツニシテ 可與同床共殿 以爲齋鏡モトモニユカチオナジクシミアラカクヒツニシテ

神鏡奉齋の神勅

コノカガミハ 專爲我御魂而 如拜吾前伊都岐奉
此之鏡者 專爲我御魂而 如拜吾前伊都岐奉

侍殿防護の神勅

アマテラスオホミカミ マタアノコヤネノミコトフタダマノミコトニミコトノリスラク 惟爾二神亦同侍殿内
天照大神 復勅天兒屋命太玉命 惟爾二神亦同侍殿内
善爲防護ヨクホセギマモルコトナセ

齋庭之穗の神勅

アガミタカマノハラニキコシヌユニハノイナホタモテ
以吾高天原所御齋庭之穗 亦當御於吾兒

神籬磐境の神勅

吾則起樹天津神籬及天津磐境アハスナハチツツヒモロギオロビアマツイハサカタタナ 當爲吾孫奉齋矣マサニスメミマノタメニイハヒマツラム 汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬タマノミコトイハヒマツラマツツヒモロギヲモチテ 降於葦原中國アシハラノナカツクニニクダリテ 亦爲吾孫奉齋焉マサニスメミマノタメニイハヒマツラ

神武天皇檀原奠都の詔勅

自我東征於茲六年矣アレヒムガシニユキシヨヨコニムトセニナリヌ 賴以皇天之威アツカミノイキホヒヲカカブリテ 凶徒就戮アノドセココロサレヌ 雖邊土未清餘妖尙梗ワザハニホコハシトイヘドモナカツ 而中洲之地無復風塵マタサワガナシ 誠宜恢廓皇都規摹大壯マコトニヨロシクミヤコヲヒラキヒロメアラカタハカリツクルベシ 而今運屬此屯蒙コトワカククラキニアヒ 民心朴素オホミタカラノコロコソナホナリ 巢棲穴住スニスミアナニスム 習俗惟常シワザコレツネトナレリ 夫大人立制ツレヒジリノリヲタツル 義必隨時トキニシタガフ 苟有利民イヤシクモタミニクボサアラバ 何妨聖造ナナンゾヒジリノワザニタガハム 且當披拂山林マタマサニヤマハヤシヲヒラキハラヒ 經營宮室オホミヤヲサメツクリテ 而恭臨ツツシテタカミ 寶位以鎮元元タカラニノゾミモオホミタカラヲシヅムベシ 上則答乾靈授國之德カミハスナハチアマツカミニササヅケマフウツクシビニコタヘ 下則弘皇孫養正之心シモハスナハチスメミマノタダシキヲヤシナヒタマヘルミコ 然後兼六合以開都コトヲヒロメム 掩八紘而爲宇不亦可乎アミノシタヲオホシテイトセムコトマタヨカラズヤ 觀夫畝傍山東南檀原地者スミカシハラノトコロヲミレバ 蓋國之塙區乎ケダシクニノモノカカ 可治之ミヤコツクルベシ

武藏國一宮氷川神社を祭りたまふ詔勅

勅 崇神祇 重祭祀 皇國大典 政教基本 然中世以降 政道
 漸衰 祀典不舉 遂馴致綱紀不振 朕深慨之 方今更始之秋
 新置東京 親臨視政 將先興祀典 張綱紀 以復祭政一致之道
 也 乃以武藏國大宮驛氷川神社 爲當國鎮守 親幸祭之 自今
 以後 歲遣奉幣使 以爲永例

神祇鎮祭の詔勅

朕恭惟 大祖創業 崇敬神明 愛撫蒼生 祭政一致 所由來
 遠矣 朕以寡弱 夙承聖緒 日夜忱惕 懼天職之或虧 乃祇鎮
 祭天神地祇 八神 暨列皇神靈于神祇官 以申孝敬 庶幾使億
 兆有所矜式

大教宣布の詔勅

朕ミコノミ恭ヨシ惟トシ 天神アマノカミ天祖アマノソ 立タテ極ツク垂ササ統ツク 列皇レツク相承ソウアヒ 繼ツグ之ノ述ツケ之ノ 祭政サイセイ一イツ
 致チ 億兆イツシヨウ同心ドウシン 治教チカウ明ミ于ニ上ニ 風俗フウゾク美ミ于ニ下ニ 而シカ中世チュウセ以テ降ル 時トキ有リ汚キ
 隆アリ 道ミチ有ニ顯ケル晦クワイ矣アリ 治教チカウ之ノ不レ洽セ也ナリ久キウ矣ナリ 今イマ也ヤ天運テンウン循環ジュンクワン 百ヒヤク度ド維コ新シン
 宜ヨロシク明ミ治教チカウ 以テ宣揚ケンヤウ惟神ツクノカミ之ノ大道オホミチ也ナリ 因ヨリテ新命シンメイ宣ツケ教使カウシ 以テ布ツク教カウ天下テンカニツケウス
 汝群ナンチン臣衆シニシユウシヨ 庶ソレ其體コノミ斯旨ノミチ

序

神社は國家の宗祀であつて我が國體の顯現であり、惟神の大道は邦家の經緯であつて、我が彝倫の基本である。
 今や我が帝國は未曾有の大躍進期に在り、此の時に當り帝國臣民は舉國一體となり、確乎不動の決意を堅持し、世界新秩序建設の一環として大東亞共榮圈確立の歴史的大業に邁進するの覺悟がなければならぬ。それには先づその指導理念たる皇道精神の眞姿を宣揚することを以て根本とせねばならぬことは、申すまでもないのである。
 時恰も光輝ある紀元二千六百年を迎へ、舉國一致時艱を克服して八紘一宇の天業恢弘に奉仕するためには、益々惟神の大道を闡明し、國體觀念を明徴にして、愈々皇道の本義を發揚し、日本精神を中外に宣布することこそ最も焦眉喫緊の要務なりと云ふ可きである。

本會は茲に鑑みる所あり、斯道の興隆に資せんとして今回「神社讀本」を刊行し、廣く皇國臣道の規範たるべき公民教育用として世に送る事とした。江湖諸賢幸ひに此の趣旨を諒せられ、本書をして十分に意義あらしめん事を衷心より希望して序文に代ふと云ふ。

昭和十五年十一月

全國神職會長 水野 鍊 太郎

續刊の辭

本書は全國神職會當時、紀元二千六百年奉祝の記念事業の一として、國民一般の正しき神社觀念を普及徹底せしめんが爲編纂されたものであるが、一度上梓刊行せらるゝや、普く世人の要望を充たし、忽ち第五版を重ねたるも、猶ほ市場一冊の餘部もなき盛況を呈し、國民の神社に對する知識と理解とを深め、敬神思想の昂揚に資するところ尠からず、本書發行の趣旨は概ね達成せられたことを認めたので、一應後版を停止することになつたのである。然るに、時局の進展に伴ひ、我が國思想界は敬神尊皇の大義と肇國の精神が飛躍的に上昇し來れるの秋、世の本書續刊の要望は極めて切實なるものあり、本會亦時局の重大性に鑑み、曩に昭和十六年七月を期し、從來單に神官神職の團體たりし全國神職會の機構を整備擴充して廣く國民各層を網羅したる陣容に改組し、會名も大日本神祇會の稱を冠し、益々惟神道の昂揚と本

來の機能を發揮すべき時運の醸成を見るに至つたので、切なる江湖の要望に應ふる爲こゝに装釘を新にして重版刊行に再出發することとなつた次第である。

希くば、此の直面せる凄愴苛烈の決戦下、神社を中心として國民精神の昂揚統一を圖り、國體觀念を高度に發揮し、民心をして國家最高の目的に凝集せしむるに寄與するを得ば幸甚である。

昭和十八年十二月一日

大日本神祇會々長 水野鍊太郎

神社讀本 目次

卷頭謹掲……………一八

天壤無窮の神勅 (日本書紀)

同床共殿の神勅 (同)

神鏡奉齋の神勅 (古事記)

侍殿防護の神勅 (日本書紀)

齋庭之穂の神勅 (同)

神籬磐境の神勅 (同)

神武天皇橿原奠都の詔勅 (同)

武藏國一宮水川神社を祭りたまふ詔勅——明治元年十月十七日 (法令全書)

神祇鎮祭の詔勅——明治三年正月三日 (天政官日誌)

大教宣布の詔勅——同日 (同)

序……………九

續刊の辭……………二

第一章 敬神の大義……………一—元

皇國の大典政教の基本——神典と肇國の精神——神ながらの道皇道——敬神愛民の御統治——祭政一致——敬神崇祖の信念——神道の本義と敬神觀念——日本國民の傳統的信念と民族性

第二章 肇國の由來……………三〇—三

神武天皇の天業恢弘——大八洲國の修理固成——天孫降臨——天壤無窮の神勅——神鏡奉齋の神勅(同床共殿の神勅)——齋庭之穗の神勅——侍殿防護の神勅——神籬磐境の神勅——神勅と天業の恢弘——日向三代の聖治と神武天皇の聖業——八紘一字の皇謨

第三章 國體の本義……………四一—六

萬世一系の皇統——天津日嗣の意義——神國日本——我が國體と民族性との關係——三種の神器

第四章 國體と祭祀……………八七—三

祭祀の意義——まつり祭祀の語義——まつりごと政治の語義——祭祀と敬神——祭祀と清淨——我が國に於ける敬神觀念——祭祀の淵源——神宮の奉齋——上代

第五章 國家と神社……………三三—六

の神祇制度——山陵の祭祀——皇室の御敬神——上代の神社——報本反始の觀念——天神地祇八百萬神
祭祀は禮の最も大なるもの——祭政一致の精神——祭政教一致——神社は國家の宗祀——神宮の祭祀——神宮大麻——神社の神符神札——宮中の祭祀——國家の祝日祭日——神社存立の意義——明治以來の神社制度——官國幣社——府縣鄉村社——神官神職の制度——神社崇敬の基礎

第六章 神社の祭祀……………二六—三

神祭り——神社の性質——神社の祭神——官國幣社以下神社の祭祀——祝詞のりと幣帛みてぐらと玉串——神社參拜——神社の設備——鳥居と神社建築

第七章 神社と郷土……………一五—六

神社崇敬の地方性——氏神氏子——神社の特質——地方公共團體と神社——我が國の郷土意識

第八章 神社と氏子……………一九—三

産土の神と氏神の社——氏神の尊崇——氏神氏子の意義——氏子と崇敬者——氏

子總代——神社と宗教——神社祭祀と家庭祭祀——神社崇敬は國家興隆の基礎

(附 録)

一、神宮及官國幣社一覽……………三六

二、神社参拜唱歌(全國神職會撰定)……………三四

三、家庭祭祀の行事作法(皇典講究所制定)……………三三

神社讀本

大日本神祇會編

一、敬神の大義

皇國の大義、
政教の基本

風雅和歌集
勅撰和歌集
一、二十卷、
花間天皇の御
撰

第一章 敬神の大義

明治天皇の詔勅に「神祇を崇め、祭祀を重んずるは、皇國の大義にして、政教の基本なり」と仰せられてある。神祇の崇敬、祭祀の尊重が我が國史を一貫する根本的精神であり、我が國民生活を統一する中心の信念であることは、我が國史が神代を源頭とし、我が國民生活が神社を繞つて營まれてゐる事實に徴しても、極めて明らかである。されば、昔畏くも後宇多天皇は

天つ神くにつやしるを齋ひてぞわが葦はらの國はをさ
まる
(風雅和歌集)

貞永式目
即ち御成敗式目
目一〇〇頁
参照

大日本史神祇志
近世大日本史
は近世の全力を舉
げて編修した
史書、其の志
類の二、明治二十
三年、成る。二十
六年、成る。

と詠じ給ひ、武家法制の根本といはれる貞永式目には、先づ第一條に、神社を修理し、祭祀を專にすべき事を規定し、神は人の敬に依りて威を増し、人は神の徳に依りて運を添ふと説明してゐる。大日本史の神祇志には是等の事實と精神とに基づいて、夫れ祭祀は政教の本づく所、敬神尊祖、孝敬の義天下に達す。凡百の制度も亦是に由りて立つ。と述べてゐる。此のやうな信念と事實とが神ながらの道の源泉となり、神國日本の國體の基礎となつてゐるのであつて、我が國民道德の神髓もこゝに存し、日本文化の特質も亦こゝから發してゐるのである。

我が皇國日本の肇造は實に神代に於ける神々の修理固成に創り、我が萬世一系の皇統は遠く神代に於ける天照大神の御稜威に定つてゐる。而して我等國民の祖先も皇祖と皇孫とに奉仕し、或

神典と肇國の精神

宣命
文體の古い國
日本紀の詔、續
て見え、又始め
も重視せら
る。

祝詞
神に申
し上ぐる古文
禮の文辭で、
延喜式卷八に
出てゐるもの
が最も古く著
聞す。

舊事紀
卷、蘇我馬子、十
聖德太子の
に撰修すと云
ふも、蓋し平
安朝初期の史
籍か。

は高く其の御稜威を仰いだのであつて、日本文化の根柢も既に深くこゝに芽生えてゐるのである。是等の古事古傳を今日に明かにしてゐる文獻が即ち神典であり、皇國の古典である。

我が國の神代以來の歴史を語り傳へた古典には、古事記、日本書紀、舊事紀、萬葉集、令義解、風土記、古語拾遺、新撰姓氏錄及び續日本紀の宣命、延喜式の祝詞等がある。是等の古典のうち、記紀及び舊事紀の三書には特に神代の古い語り事が詳しく記し傳へられてゐるので、普通神典神のみふみと稱せられてゐる。我が國に於いて最も古い典籍であつて、世界に在つても極めて珍しい貴い古文獻である。我等は是等の貴重な古典に依つて、皇室の尊嚴、國家の由來は勿論國民祖先の活動理想信仰文化遺風等をも、更に東亞古代史の一部面、人類文化史の一方面をも明かにすることが出来るのである。

本居宣長 學界の雄 邦人の傑 門下の名 號する人 和年五歳 七歳十歳 津和野の 事人彦美 古事記傳 始

我が國の古典たる記紀萬葉及び祝詞宣命には、皇祖皇宗の大御心、皇室の大御稜威は申すまでもなく、日本國民祖先の性情、思想、信仰等の純眞な姿、有りのまゝの性質が大體によく傳へられ、又豊かに包容されてゐるからして、日本國民の傳統的な信念も民族性も最もよく其の本來の性質を窺ひ知ることが出来るのである。此の日本國民祖先以來の信念と傳統的情操たる民族性即ち大和心とは、國體の神髓であり、又神道や日本精神や日本文化などの本質であるからして、現代に於ける是等の重要な問題を闡明するためにも、古典、特に神典が貴重な資料であることは、敢へて多言を要しないであらう。それ故古典の講究に一大光明を放つた近世學界の偉人本居宣長は其の著玉矛百首のうち、記紀を中心として、次のやうな感懷を詠出してゐる。

上つ代のかたちよく見よいそのかみ

め著書に 神社本居

菟

荷田春滿

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

神代卷

古事記はまそみのかがみ
まつぶさにいかで知らまし古へを
日本書紀の世に無かりせば
神の代の事らことごと傳へ來て
しるせる御書見ればたふとし
外國は神代の傳へなれこそ
まことの道を知らずありけれ
くにぐに傳へはあれど日の本に
本のまことの事はつたはる
斯くて此の古典を基礎として、我が國民上下の國體觀念が教養せられ、日本文化が発展し、又日本精神が培育せられて來たのであるが、殊に近世の中葉、荷田春滿、賀茂眞淵、本居宣長等の大學者が出づるに及んで、皇國學即ち國學が勃興し、日本的な學風、思想の根本

平田篤胤 角また氣吹大
氏、備中松山
藩士平田篤胤
の養子。古蹟
を唱へて一世
を動かす。著
書古史傳等
亦多。門人
生、安永五年
秋、保永五年
死。六十八歳。
神靈真柱大
彌高神社に
祀る。

徳川光圀 戸藩主、尊皇
の至誠。厚
く、大日本史
神道集成、
儀類典等、
修、祖、元、
三年、寛永十
三、義公、十
三、歳、七、
幣社常別格と
祀らる。

が理解されるやうになつたのである。而してその眞淵宣長等の精神學風を展開した平田篤胤等の古道學や徳川光圀の精神を源流とした水戸學などの發達によつて、著しく皇道精神の興隆を見遂に王政復古明治維新の深奥な原動力を形成したことは周知の事實である。此の歴史は現代にも繰返されて、滿洲事變前後から日本精神の自覺と古典思想の憧憬とは、相結び相進んで國體の明徴と教學の刷新とを促し、皇道精神の覺醒、肇國精神の復活となりつゝあるのである。それは實に神典に内在する祖先神の力の表現であり、現代に傳はる古典の生命の躍動である。

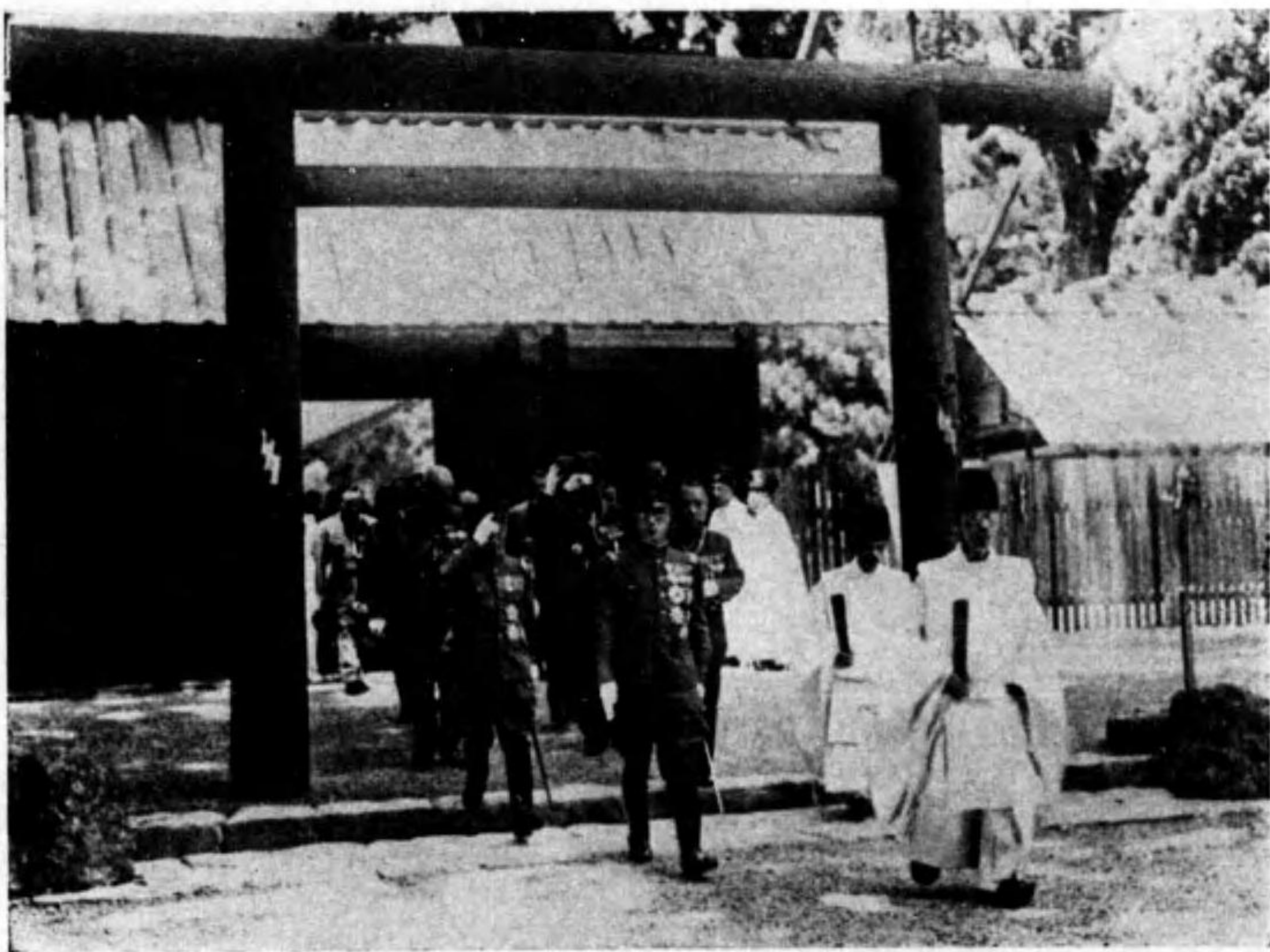
皇國の神典に内在する祖先神の力若しくは我が古典のうちに躍動する日本民族の生命は、即ち皇祖の神勅を原理とし本源とするところの肇國の信念であり、建國の精神である。我が肇國の信念即ち建國の精神とは何であるか。それには少くとも、次に擧げ

水戸學 藩主唱の國體
的學問、
心を大義に
重んじ、
致んじ、
強の精神、
始まり、
朝に大成す
す。

神ながらの道
(皇道)

るやうな五つの顯著な事實が、神典によつて窺ひ知られると同時に、更に二千六百年の國史を一貫してゐるのである。それは第一に、天壤無窮の皇運に對する信念である。第二には、一君萬民君民一體の國家活動に對する信念である。第三には、上天皇の敬神愛民の御統治と、下國民の敬神尊皇の奉仕とに依る家族的國家の樹立に對する信念である。第四には、正しく明るい國民生活の展開に對する信念である。第五には、萬難の克服と無限の努力とに基づく卓越した國家の完成といふ理想に對する信念である。斯かる肇國の精神が特に皇祖天照大神の光華明彩の御稜威と、神武天皇の建國創業の御盛績とによつて、燦として古典のうちに輝いてゐることは、紀元二千六百年を迎へて、いよゝ感激を以て拜せられる所である。

此のやうな肇國の精神の中心となり根源となつてゐる最も正



滿洲國皇帝陛下には昭和十五年六月紀元二千六百年御慶祝の御爲め御訪日遊ばされたが、七月三、四兩日神宮、山陵等に御参拜あらせられた。(上) 外宮御参拜の皇帝陛下、(下) 原神宮拜殿御退出の皇帝陛下

北畠親房 野朝の忠臣、吉野朝の源氏、人文武の源氏、人武源の源氏、度會家神道と稱す。原行に學ぶ。職原に學ぶ。元々集原に學ぶ。一社等二著十もあり。正應十三年生。正應十三年歿。三十九歳。

神皇正統記 四卷、親房、常陸の陣中に在つて記す。の先驅を爲すもの。

建武中興 醍醐天皇の御後、盛徳に依つて、鎌倉幕府の倒れ、成り、王政復古の成り、時勢に非に成り、僅に非に成り、復し、吉野朝の時代に入る。

間に強く起り、其の神道思想を承繼し展開させた北畠親房に至つては、其の名著「神皇正統記」ともなつたのである。當時この信念に基づいて、天皇の御統治の方針たる政治上の理想を皇祖の親しく皇孫に授けられた三種の神器について、窺知し奉つたのであつて、そこから自ら神皇之道といふ語が現はれて來た。随つて其の省略された皇道といふ語も當時の文獻に見えて來たのである。元來、皇道といふ語は平安時代の文獻にも一二散見してゐるのであるが、それは尙神ながらの信念を表現する程の深い意義は有たなかつたやうである。それが建武中興の前後からは、神皇の道といふ意義に於いて用ゐられ、明治維新前後に於いても亦同様に深い意味を含んで盛んに用ゐられた。それは同時に興つた皇國意識と共に強く自覺せられ、殊に國學者の間に之を皇神の道と稱した思想とも結び合つて、全く神ながらの信念を内容としたもので

あつた。それで明治維新直後に在つては、皇道の興隆と共に、惟神の大道といふ語が頻繁に用ゐられ、其の國是として具體化せられたものが、即ち祭政一致として標榜せられたのである。

皇道は神皇の道若しくは皇神の道といふ信念を表現する語であるが、此の嚴肅な信念を根本としてをる場合は、それはやがて天皇の道であり、皇國の道であるに相違ない。たゞ皇道が此の神皇一體の信念を基礎とした神ながらの道であることを忘れてはならぬ。それと同時に、天壤無窮の皇統を繼承し給ひ紹述し給ふ天皇を現御神と仰いで奉仕し、其の御統治に對し奉つて、勅なればいとも畏しと絶対隨順の誠を捧げる生活が、亦皇國臣民の神ながらの道であり、皇道であることを心得ねばならぬのである。教育勅語に皇祖皇宗の御遺訓を遵守し奉ることが、又やがて國民祖先の遺風を顯彰する所以であると御諭しになつてあるやうに、天皇の

敬神愛民の御統治

敬神崇祖の大道は、實に國民の敬神崇祖の道の據つて出づる所であり、隨つてまた上下自ら其の徳を一にする所以である。斯くて皇室に於ける皇祖皇宗以來の皇道の御實踐と、國民に於ける祖先以來の皇道の躬行とは、上下相待つて克く國體の精華を發揚し、以て天壤無窮の皇運を彌榮えに仰いでをるのである。茲に根柢の深い國運の發展が在り、堅實なる國民の幸福が存するのである。天皇が神ながらの御信念によつて此の皇國を統治し給ふ神ながらの道即ち皇道は、皇祖天照大神の御心を大御心とし給ひ、皇祖皇宗の御遺訓を紹述あらせられるのであつて、其の御心、其の御遺訓は深く神祇を崇敬し、厚く國民を愛撫し給ふ所の敬神愛民の御統治に存する。而して天皇の大御稜威を仰ぐ國民の履踐する所の皇道即ち天壤無窮の皇運を扶翼し奉る神ながらの道は、専ら祖先の志を繼ぎ遺風を興して忠實奉公の誠を効すに在るのであつ

て、其の奉仕は敬神尊皇の大義を竭すに在る。此の敬神愛民の御統治と敬神尊皇の奉仕とは皇道の根本であつて、肇國以來この君臣上下の大道が嚴として變らない所に、祭政一致の根本が存し、敬神崇祖の信念が確立してゐるのである。

祭政一致

祭政一致は我が國初以來の政治上に於ける精神であり形態であつて、國情の進展變化する間にも、古來の信念として存し、特に近世の識者屢々これを力説した所である。而して其の精神は皇道の本義であり、嚴肅な政治の理念であるからして、國情の緊張した明治維新に際しては最もよく其の精神形態共に顯現したのである。皇國の祭政一致といふことは、歐米の所謂政教一致とは異なるものであつて、國家の大禮彝倫たる祭祀と國民愛撫の道たる政治とが其の立つ所、趨く所を一にしてゐることである。此の思想を育成し、此の精神に據つて教化するところに教育や宗教の本義

が存するからして、そこに祭祀も政治も教育も宗教も其の根本を一にせねばならぬ理由が存する。祭政一致と稱せられる所以も亦こゝに在るのである。而して祭祀と政治とは直接、神祇に奉仕し、天皇に奉仕する道であるからして、祭政一致は道德、教育、軍事、宗教、文化等の根柢を爲すのである。之れ特に祭政一致を以て皇道の本義とする所以である。

神祇官 上の代
維新の神祇に
新官廳にも
買したる一
照したる一
復明も
活治す

明治三年正月三日、明治天皇は神祇官に於いて天神地祇並に歴代天皇の皇靈等を鎮め、祭り給ひ、厚く孝敬の御心を申べて、朕、恭しく惟みるに、大祖の業を創めたまふや、神明を崇敬し、蒼生を愛撫したまふ。祭政一致、由來する所遠し。と仰せられ、引續いて、惟神の大道を宣揚すべく、特に宣教使を命ぜられるについで、
朕、恭しく惟みるに、天神 天祖、極を立て、統を垂れ、列皇相承

け、之を繼ぎ之を述ぶ。祭政一致、億兆同心、治教上に明かに、風俗下に美なり。

と仰せられたが、此の聖旨によつて祭政一致の意義と其の精神とが極めて明かである。神明を崇敬することは即ち敬神であつて、其の具體化したものは祭祀である。また蒼生を愛撫することは即ち愛民であつて、其の實際化したものが政治である。皇祖皇宗の御統治は全く此の祭政一致であつて、それは申すまでもなく、敬神愛民の大御心より出てゐるのである。祭祀即ちまつりは請待奉仕の意であつて、神明に奉對する道であり、政治即ちまつりごとは服従奉仕の義であつて、天皇に奉對する務である。神明の本宗は皇祖天神であつて、天皇は皇祖天神の神裔であらせられるから、まつりとまつりごとは固より其の本を同じうし其の歸を一にする。随つて我が國の祭祀は、寶祚の無窮と共に國家の平和、國民の

康福を本とし、皇國の政治は又、天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることによつて、國運の興隆、民生の發展を旨としてゐる。斯くて天皇は敬神愛民の御統治に依つて天業の恢弘を圖り給ひ、國民は敬神尊皇の奉仕に依つて皇謨の翼贊を進めるのである。之れ即ち皇道の本義であつて、皇國臣民は茲に皇祖の神勅に基づく國體の眞姿を仰ぎ、其の精華の發揚を期してゐるのである。

斯やうな祭政一致が即ち惟神の大道であり、皇道であることは、明治二年五月二十一日、明治天皇が重臣を召し給うて、皇道の興隆に關して御下問あらせられた際、「我皇國天神天祖、極ヲ立基ヲ開キ給ヒシヨリ、列聖相承、天工ニ代リ、天職ヲ治メ、祭政維一、上下同心、治教上ニ明ニシテ、風俗下ニ美シク、皇道昭々、萬國ニ卓越ス（中略）今度、祭政一致、天祖以來固有之皇道復興在ラセラレ、億兆ノ蒼生、報本反始ノ義ヲ重ンジ、敢テ外誘ニ蠱惑セラレズ、方嚮一定シ治

敬神崇祖の信念

は大御稜威を發揚し奉るに在る。皇祖大神の御神威を發揚し奉る道は、上に述べたやうに、天皇に在らせられては敬神愛民の御統治に依る天業の恢弘であり、國民に於いては敬神尊皇の奉仕に依る皇謨の翼賛である。此の肇國以來の御統治と祖先以來の奉仕とは、日本民族の傳統的信念として、自らそこに敬神崇祖の誠を以て基礎づけてゐる。我が國に於ける敬神崇祖の信念は、斯やうに君臣の間を結び、國史の中心を一貫してゐるものであつて、其の根本は國家的、民族的である。随つてそこに自ら敬神愛國の精神を展開してくるのであつて、之は固より卓越した國家の完成を理想とする肇國の精神に緣由するものである。此の敬神崇祖の信念は、畏くも敬神愛民の御統治は素より、又敬神愛國の精神や敬神尊皇の奉仕の基調を爲すものであつて、それは悠久尊嚴なる神代に淵源するところの堅實無窮なる國史の發展に伴なつて深まり、更

神道の本義と敬神觀念

に又各地々々に鎮座する神社、即ち所謂鎮守の森若しくは産土の氏神の奉齋によつて實現し且培養されてゐるのである。此の神社の祭祀を奉仕し、又神典の傳へる神代の語り事を信奉することを古くから神道と稱してゐた。神道とは即ち神の道であつて、其の語は既に、日本書紀の用明天皇並に孝德天皇の卷に見え、鎌倉時代以降は漸次豊富な思想的意義を包含して來るが、本來は、中世以降、神祇道とも皇神の道とも稱せられるやうに、神々を崇めて、神威を畏み、神徳を仰ぐところの國民の信仰乃至風習である。神道は即ち其のやうに祖先の思想業績を尊重し、神祇の威徳を敬慕するところの日本民族の傳統であるからして、そこに自ら敬神崇祖の念が中心となり、又培育せられてゐるのである。之れ實に神道に於ける最も著しい思想的特色である。神道思想の中心が敬神崇祖の信念に在るからして、神道の最も

儒教 於ける支那に
要する最も重
なる學問は孔
子の學に由り
來し我が國に
行はれ教育の
道徳及び東洋
學の上になつ
ての權威とな
る。

純な姿若しくは其の本義は神ながらの道であり、又皇道である。之れ神道即ち神の道の本義や其の特徴を審思すれば自らよく理解せられる所である。敬神觀念は神道思想の中心であつて、神社は其の具體的表現である。日本國民の敬神觀念は敬神尊皇の精神を以て其の根本とするからして、國民的信念としての神道に於ける敬神は、必然に皇室の尊崇を以て其の神髓とし、其の尊皇の精神は自ら、神祇の崇敬を背景としてゐるのである。我が國に在つては、既に一言した如く、肇國以來、皇室の御統治は敬神愛民の大御心を以て一貫せられ、國民の奉仕は敬神尊皇の至誠を以て根柢としてゐる。此の君民一體上下一致の敬神崇祖の生活を本として、固有の精神を育成し、外來の文化を攝取してゐる。それ故、久しきに亘る歴史發展の途上に於いて、佛教の信仰や文化が來れば、之を敬神崇佛の觀念として日本化し、儒教の思想や學說が盛になれば、

復古神道 學者の唱道し
來た思想を排し
專ら國體と敬
神を説く。
伊勢神道 世以來、外宮中
神佛調和の神
道説、度々神

之を敬神崇儒の態度によつて日本的ならしめ、又武家時代に武士道の精神が發達すれば、之を敬神尙武の理念として展開し、更に明治維新に際して、國運の興隆を圖り、國民の生活を進める必要が急務となるや、敬神愛國の信念、敬神明倫の意識として、國民精神が振作された。而して是等の敬神思想が國民一般の間には常に其の土地々々に於ける敬神愛郷の生活によつて支へられ培はれてゐるのである。隨つてそこには敬神好學の美風も興り、敬神勤勞の良俗も行はれてゐたのである。斯やうな民族的、傳統的な生活氣風の間、日本國民の奉仕的觀念、共存的氣分が涵養されて來たのであつて、其の敬神的生活を廣く神道として意識し、此の事實を本として、種々の神道に關する學說や組織的信仰も發達したのである。

右に説いたやうな國家的、民族的な敬神觀念を本として發達し

佛部神道 佛調和の神道
佛部神道 佛調和の神道
佛部神道 佛調和の神道

佛部神道 佛調和の神道
佛部神道 佛調和の神道
佛部神道 佛調和の神道

佛部神道 佛調和の神道
佛部神道 佛調和の神道
佛部神道 佛調和の神道

日本國民の傳

た神道の思想は、極めて豊富な外來の文化や信仰と接觸し、其の包
容的な性質に依つて是等と交渉したからして、一面に相當に變化
の多い國情によつて刺戟を受けた關係上、漸次顯著な信念として
發展し、既に中世に在つては、儒教、佛教等を統合超越した雄大な思
想、信仰として學說的に組織されるに至つた。近世に在つては、種
種の神道説が發達し勃興した中に、古典の純粹な姿を復活しよう
とする國學者の復古神道や、國史の進展に即した態度を強調しよ
うとする水戸學の神道論が大きく我が國の思想界を動かし、從來、
神宮祠官の間に發達した伊勢神道、佛教家の間に廣く信ぜられた
兩部神道、京都神樂ヶ岡の吉田家で天下に弘めた唯一神道、山崎闇
齋の唱道によつて一大勢力となつた垂加神道等と共に、神道史乃
至日本思想史を飾つてゐるのである。
神道思想の重要性は自然に斯やうな多くの神道説を形成した

統的
信念と民
族性

のであるが、神道そのもの、本質は日本民族の傳統的信念と傳統
的情操とである。日本民族の傳統的信念と云ふのは即ち前述し
た神ながらの信念であつて、敬神崇祖といひ、忠君愛國といひ、或は
寶祚無窮といひ、何れも同じ祖先以來の國民的信仰に外ならない。
此の傳統的信念の基調となり、又此の信念によつて培育されてゐ
るところの祖先以來の國民感情が即ち傳統的情操である。日本
民族の傳統的情操といふのは即ち我が民族性のことであつて、そ
れは又歴史的に、古來やま、ま、と心とも稱せられてゐるのである。此
の神ながらの信念及びやま、ま、と心が神道思想の本質を成し、其の神
髓となつてゐるのであつて、それに重點を置き、善くそれを明かに
し、強くそれを宣揚したところに、國學者の神道説が復古神道また
純神道と呼ばれて、最もよく神道本來の姿を再現し得た所以であ
る。

日本國民の傳統的信念たる惟神の觀念の基調となり根柢となつてゐる所の傳統的情操とは如何なる心理的特徴を有してゐるか、之を古來の文化に稽へ、賀茂眞淵、本居宣長等の闡明した説に徴し、又現代に於ける國民的性情の動きに察して、之を纏めて考へるならば、そこに大體の特色が判定し得られるのである。今之を日本民族性の特色として考察する場合には、統一性と永遠性と純眞性とも名づくべき三つの著しい特性が看取されるのである。統一性といふのは、纏まる心であり、纏める力である。結合し易い感情であり、團結に富む精神である。積極的には同化力となり、消極的には順應性となる心理的のはたらきである。永遠性といふのは、無限に生きようとする欲求であつて、天地と共にといふ氣分であり、遠く祖先を偲び永く子孫を思ふ精神であり、又一種の奥床しさ、神々しい氣持、或は幽玄味である。純眞性といふのは、飾り氣の

無い、自然さ若しくは有りのまゝの姿を悦ぶ風尚である。清楚簡易、素樸、質實、正直、眞面目、單純、淡泊、蕭洒などいふ趣を尙ぶ心もちであり、清廉、潔白、寛仁、大度、天空、海濶といふやうな心意氣を重んずる性情である。是等の特性が日本民族の信念の基礎的的感情となつてゐると同時に、我が國體觀念や日本精神や日本文化や國民道徳などの特色を基礎づけてゐると同時に、神社や神道の本質的傾向を定め、又その特殊なる表現を形成する最も重要な力となつてゐるのである。例へば神社の歴史性にしても、氏神、氏子といふ構成にして、また其の尊信の心理的内容にしても、是等の統一性、永遠性及び純眞性といふ民族的性情によつて最もよく之を理解することが出来るのである。我が國の神典の性質も亦、其の神の觀念を始として、天照大神を中心とした神話の構成、高天原を至上とした明るい世界の氣分、豊葦原千五百秋の瑞穂國を根本とした卓越

した地上の國家建設に對する理想等に至るまで、全く此の民族性の特色が自らに具體化したものとも見られ、また斯やうな祖先の心と行とから、此のやうな傳統的情操が流れ出たとも云へるのである。

我が日本國民は古來、斯かる民族性をやまと心として育くみも、認めもして來たのである。随つて日本國民の傳統的情操を大和心として考察するならば、そこにも亦神々しさと、懐しさと、清々しさといふ三つの特性が見出されるのである。神々しさは彼の永遠性に、懐しさは其の統一性に、又清々しさは自ら純眞性に當つてゐるのである。神々しさといふのは、廣義の嚴肅感であつて、何かしら拜みたいやうな、辱けないといふ心持である。天皇を現御神と仰ぎ、大日本は神國なりと觀ずる信念であり、生命を君國に捧げ、英靈を神社に祀る思想である。奉仕的な一種の宗教的情操も、

犠牲的な一種の緊張味も、神さびたものの見方、寂といふもの考へ方、勿體ないとか負けじ魂とかいふ生活意識も、此の神々しさといふ性情の作用である。懐しさといふのは、温かい潤ひのある情味であつて、親子の情が濃やかなのも、櫻の花を愛するの、自然物に對する親しみの深いのも、皆その心持から出てゐる。義は君臣にして情は猶父子のごとき國體の特質も、朝顔に釣瓶をまかせて貰ひ水をするの、氏神祭が發達し、産土神の信仰が高まつたのも、向う三軒兩隣といふ隣保的生活も、更に和歌や庭園や日本の畫風などのやうにみやびな特殊の文化が形成されたのも、やはり此の特性によつて善くこれを理解することが出来る。清々しさといふのは、純眞性と共に、是等の傳統的な民族感情の最も根本的な特性であつて、神代の昔、素戔嗚尊が八岐大蛇を平げて獲た靈劍を、此の劍私すべからずと宣ひ、天照大神に上つた後、我が心清々しと仰

せられたことは、禊祓といふ神事の發達と共に誠に意義深いことである。日本國民は古來、サツパリとした事、アツサリとした物が好きであり、清流や清風や清淨を愛する清明心を以て眞心として重んじてゐる。神ながら言擧せぬ國とか、清廉潔白を尙ぶ武士道といふやうな信念の發生した源泉である。

我が國の神道即ち神の道は、斯やうな特性を有する日本民族の傳統的信念並に情操を本質としてゐる日本國民の生活原理であつて、或は外來思想の影響に對して此の特殊性を喚起し、或は國內に於ける事情に基づく刺戟に對して此の本質を強調するところに、特に神道としての際やかな自覺が起つたのであるが、最初は、特殊な思想として意識せられるよりも、寧ろ神祇に對する信仰として、殊に其の具體的に表現した祭祀として此の神道の信念が覺醒せられたことと思はれる。それが後には儒教や佛教や其の他の

大陸文化若しくは外來思想に對する關係上、信仰や祭祀としても、又思想や學說としても、漸次複雑となり組織的となつて、鎌倉時代以降、種々の神道説が形成され、近世から現代にかけては、幾多の神道に關する學說も、宗教上の教團も起つて來たのであるが、明治維新を中心として、國運が國際的に興隆し、國民の國體的信念が進展するに伴なつて、神道の根本的意義たる日本民族の生活原理としての意義が特に重んぜられることとなつて來た。斯くて神道の本義は、神ながらの信念若しくは皇道として解せられる傾向が、日本精神の高調につれて、一層著しくなつて來たのである。

二、肇國の由來

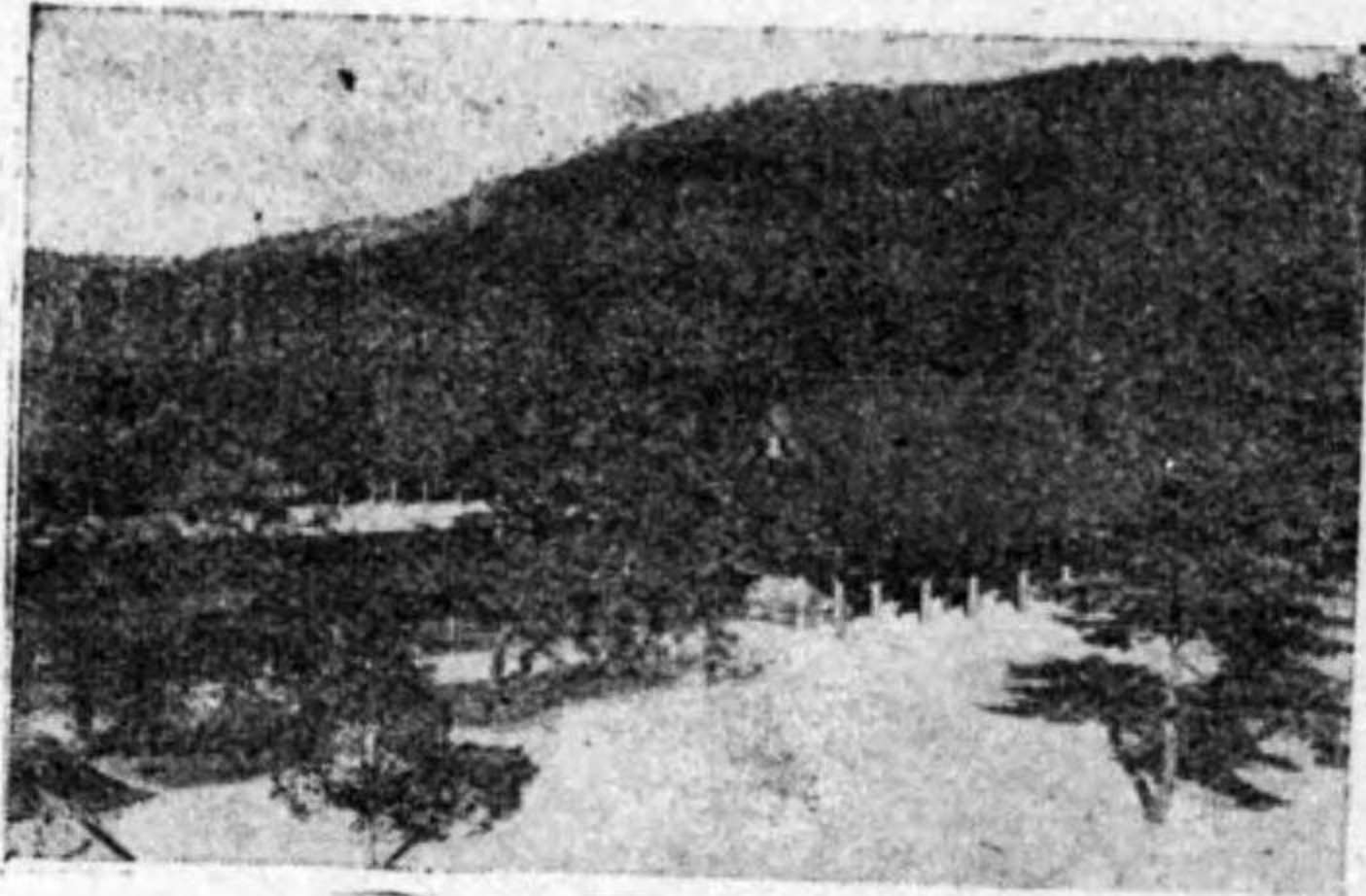
第二章 肇國の由來

神武天皇の天業恢弘

光輝ある紀元二千六百年の紀元節に際して渙發せられた詔書には、其の前段に於いて、

朕惟フニ神武天皇惟神ノ大道ニ遵ヒ一系無窮ノ寶祚ヲ維ギ萬世不易ノ丕基ヲ定メ以テ天業ヲ經綸シタマヘリ歷朝相承ケ上仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ボシ下忠厚ノ俗ヲ以テ上ニ奉ジ君民一體以テ朕ガ世ニ逮ビ茲ニ紀元二千六百年ヲ迎フ

と仰せられてある。神武天皇が神代を承け、皇祖の御稜威を襲いで、第一代の天皇として橿原宮に御即位あらせられ、天業を恢弘して、敬神愛民の御統治を施し給うた御聖績こそ即ち惟神の大道であり、皇國固有の皇道を宣揚遊ばされたのである。天皇が皇師を帥ゐて日向の地を發したまひ、長年月に亘つて御東征の大業を御



遂行あらせられた御艱難、御辛苦は推察し奉るも恐れ多い極みであるが、其の間、深く天照大神の光助を仰ぎ給ひ、屢々天神地祇を祀つて其の威靈を祈請し給うて、遂に畝傍の橿原宮に御即位の大禮を挙げ、堂々として天下に君臨せられたのである。御即位に先だつ二年、己未の年三月、令を下して、

我東に征きしより茲に六年になりぬ。

皇天の威を頼りて、凶徒就戮れぬ。邊土未だ清まらず、餘妖尙梗しと雖も、中洲之地復風塵無し。誠に宜しく皇都を恢廓め、大壯を規摹るべし。而るを今運此の屯蒙に屬ひ、民の心朴素なり。巢に棲み穴に住む。習俗惟れ常となれり。夫れ大人の制を立つる、義必ず時に隨ふ。苟も民に

利有らば、何ぞ聖の造に妨はむ。且當に山林を披拂ひ、宮室を經營りて、恭しみて寶位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈國を授けたまふ徳に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまへる心を弘めむ。然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと亦可からずや。夫の畝傍山の東南、橿原の地を觀れば、蓋し國の塙區か。治るべし。

といふ大詔を渙發せられた。乾靈授國の洪徳、即ち天神が國を開き國を授け給へる御盛徳に答揚し奉り、皇孫尊が之を承けて此の國家を統治し給ひ、正しき道を明かにし、正しき心を養ひ給ふ大御心を紹述せられることは、正に皇祖皇宗の宏遠なる御肇國と深厚なる御樹徳とを御深思御景仰あらせられて、其の天業を恢弘し給ふ所以であつて、之れ即ち惟神の大道に遵ひ給ふ敬神愛民の御統治の由つて來たる所である。此の崇高なる天業恢弘の大御心は

列聖の承け給ひ繼ぎ給ふ天つ日繼の大御業であつて、明治天皇の御製に、

おごそかにたもたざらめや神代よりうけつぎ來たる浦安のくに

橿原の宮のおきてにもとづきてわが日の本の國をたもたむ

ちはやぶる神の御代よりひとすぢの道をふむこそうれしかりけれ

といふ數々の大御歌を拜する所以である。斯かる惟神の大道、神聖な御統治の淵源するところは、もとより皇祖の神勅、皇孫の御降臨に溯るのであつて、其の根本を究むれば、更に天神の命に基づいて大八洲國の修理固成といふ大業に當らせられた伊弉諾尊、伊弉冉尊の神生み、國生みに創まるのである。

嶋が生じ、次いで此の島を國中の柱と爲して大八洲國を生み、更に多くの山川草木神々を生み、終に是等の總てを統治し給ふ天照大神を生ませられたのである。此の事を古事記には、

此の時、伊弉那岐命大歡喜ばして詔りたまはく、吾は子生み生みて、生みの終に三貴子得たりと詔りたまひて、即ち其の御頸珠の玉の緒もゆらに取りゆらかして、天照大御神に賜ひて詔りたまはく、汝が命は高天原を知らせと、事依さして賜ひき。

と語り傳へ、日本書紀には、

伊弉諾尊、伊弉冉尊共に議りて曰はく、吾れ已に大八洲國及び山川草木を生めり、何にぞ天下の主たるべき者を生まざらめやと。是に共に日神を生みまつります。大日靈貴と號す一書に云はく、天照大神一書に云はく、天照大日靈尊。此の子光華明彩しくして六合の内に照徹らせり。

と書し奉つてゐる。天照大神は此の光華明彩、天地の間に照徹したまふ大御稜威を以て、畏くも高天原を知食し給ふこととなり、其の宏大無邊の聖徳は天地と共に永遠に皇孫の大御稜威として輝き、大神は常久に皇孫と共に遍く此の國土を愛護し、萬物を化育し給ふのである。大神の御出現について、古事記には、伊弉冉神が火の神を生みまして、神避りまして後、伊弉諾神が之を黄泉國に訪ね給ひ、其の甚だしい汚穢に觸れたので、之を禊祓によつて徹底的に攘ひ清められた時に成りませる、いと貴く美はしき神におはしますと語り傳へてゐる。即ち筑紫の日向の橘の小門の櫛原に到りまして、先づ御手に持てる杖より始めて、御身に着いてゐる衣類や裝飾品などを一々投げ棄て、深い汚穢を除き去り給うて後、更に傍の川の中つ瀬に御身を滌ぎ遊ばされた時、八十禍津日神、大禍津日神、次に神直毘神、大直毘神、伊豆能賣神が出現し、次に尙また水

の底、水の中、水の上といふやうに繰返して滌ぎたまへる時、海神と
 ます底津綿見神、中津綿見神、上津綿見神と、墨江住吉の三前の神と
 仰がれる底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命が成りまし、いよ／＼
 清淨の御身となりまして、左の御目を洗ひ給ひし時に天照大御神
 右の御目を洗ひ給ひし時に月讀命、御鼻を洗ひ給ひし時に建速須
 佐之男命(素戔鳴尊)が相次いで成りましたのである。
 斯くて伊弉諾尊は天照大神の靈異なる御稜威に驚歎し奉つて、
 遂に高天原を知食し給ふ至高至貴の天神と仰ぐこととなり、曩に
 奉承した天神々よりの使命を果し給うたのである。後に淡路の
 官幣大社伊弉諾神社には伊弉那岐命を祭り、近江の官幣大社多賀
 神社は伊弉那岐命と伊弉那美命を祭つてゐる。諾冉二尊が國土
 を修理固成し給ふに當つては、先づ天瓊矛によつて島を造り、次いで
 八尋殿を起て、神々を生み給ひ、茲に自ら尙武の國風を示し、家

天孫降臨

庭生活を本とした立國の精神を明にせられたが、其の後、幾多の困
 難を克服しつゝ、終に天照大神の御出現を仰いで、卓越した日本國
 家の基礎が確立するに至つたのである。上は天神の命を承けて、
 ひたすら浦安の國の修理固成のために努力し給ひ、下は國民生活
 に缺く可からざる生産文化の神々を生み、且、人生の大義たる夫婦
 の道を調へ給ひ、斯くて更に此の國土に偉大なる國家を實現すべ
 く、いとも貴い天照大神の大御稜威を高く廣く高天原に仰ぐこと
 となつたのである。之れ實に我が建國精神の淵源するところであ
 る。

天照大神は高天原を知食し給ふことによつて、神國日本の存立
 にとつても、又人類の生活にとつても、最高至貴の御位置を有ゆる
 神々の信仰の上に占め給ふこととなつた。而も其の初諾冉二尊
 の修理固成せられた此の大八洲國を治しめし給ふべく生れまし

たのである。是に於いて、其の御子を天降し給ふべく天業の發展を思召し立たせられ、終に皇孫瓊杵尊を此の常久へに榮行くべき大八洲國即ち豊葦原千五百秋の瑞穂國にお降しになるのである。茲に天孫即ち皇孫は多くの神々を随へさせられ、威風堂々として天降り遊ばされるのである。此の天孫降臨に當つては、素戔嗚尊の御子孫たる大國主命即ち大己貴命御一族が出雲地方を中心として、廣く葦原中津國を開拓經營し、久しく大勢力を有してゐた關係上、先づ其の交渉を進めて多くの年月を重ね、遂に東國に威武を輝かし給ふ武甕槌神(建御賀豆智命)と經津主神(蓋し伊波比主神と御同神)とが智勇を竭くして事に當り、大國主命の忠誠を籠めた國土の奉獻、御子事代主神(建御名方神)建御名方富命(を始め御一族の神靈鎮護の御誓ひに依つて、いよいよ皇孫の御降臨を仰ぐ事となるのである。大國主命が夙に出雲大社に祭られ、建御賀豆智

命と伊波比主命とはそれごとく、鹿島神宮、香取神宮の御祭神として古くより東國鎮護の神威高く、又素戔嗚尊(須佐之男命)は出雲國の日御碕神社及び須佐神社に、大己貴命は能登國の氣多神社に、事代主命は攝津國の長田神社に、建御名方富命は信濃國の諏訪神社に鎮座して外に國威を輝かし、内に神徳を施し給ふことは、史上に顯著な事實である。而して、是等の神々が更に武藏國の氷川神社、大和國の大神神社、大和神社、春日神社、上野國の貫前神社、播磨國の伊和神社等多くの古社に奉齋せられて、各地方の開拓發展に著しい神威を示し給ひ、自ら皇化の伸張となり、益々大八洲國の基礎を鞏固ならしめるのである。

之より先、高天原に於いては、天照大神が高皇產靈尊即ち高木神をして、八百萬神等と共に謀らせ給ひ、大國主命の恭順を納れさせられ、種々の準備を調へて、皇孫瓊杵尊を此の大八洲國即ち豊葦

天壤無窮の神勅

葦原一本ま
た古事記に豊
原に依りて豊
原の神勅と
またそれに
よる。

原千五百秋の瑞穂國に降臨せしめ給ふのである。大神は皇孫に親しく三種神器を授け給ひ、又玉體近く八意思金神、天手力雄神、天石門別神を副へ給うて、御前の事を執行はしめられ、更に天兒屋命、太玉命、天鋲女命、石凝姥命、玉祖命と申す五件緒を始め三十二神に供奉せしめて天降らせ給ふこととなる。茲に瓊瓊杵尊は多くの神々を隨へさせられ、皇祖の御事依さしの隨に、威風堂々、所謂稜威の千別きに道別きて、日向の高千穂の峯に天降り給ふのである。

皇祖天照大神は皇孫の天降り給ふに際して親しく次の如く詔りせられた。

葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし。

之れ即ち天壤無窮の神勅であつて、高天原を知食して、大御稜威

神鏡奉齋の神勅(同床共殿の神勅)

六合の内に照徹し給ふ天照大神の御子孫とます皇孫尊が此の地上の世界たる瑞穂國を統治し給ふ天津日嗣の大御位、即ち神聖なる寶祚の天地と共に無窮であり、其の大御業の日月と共に永遠に榮えますべきことは、此の神勅を仰いで愈々明かである。而して此の皇孫の御降臨を迎へ奉る豊葦原瑞穂國に生を享ける者が此の皇孫の御稜威を戴き奉り、更に其の皇祖の御神徳を仰ぎ奉つて、千秋長五百秋に皇御國の御榮えを稱へ奉るべく、奉公の誠を捧げるのは固より當然の務である。

寶祚無窮の神勅によつて、大日本帝國の國體は萬古不易の基本が確立し、茲に神代以來、萬世一系の天皇の皇位と、其の神聖なる御統治とを仰いで、遠く天神の命に依つて修理固成せられた大八洲國の國體と國史と國運とが神勅を根源とし、天皇を中心とした肇國の精神を展開して行くのである。我が神聖なる萬世一系の天

皇の御統治と、正大なる肇國の精神とは、更に他の神勅聖詔によつて一層明かにその意義が窺ひ奉られるのである。即ち皇祖は親しく八咫鏡・叢雲劍・草薙劍・八咫瓊曲玉を皇孫に授けて常久に榮行く御統治を壽ぎ給ひ、特に其の寶鏡を手づから授けられるに當つて、

此れの鏡は専ら我が御魂と爲て、吾が前を拜くがごとく、いつき奉れ。

と詔り給うた。これは「古事記」の傳へで、即ち神鏡奉齋の神勅であるが、「日本書紀」には一書の所傳として、

是の時に、天照大神、手に寶鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて祝ぎて曰はく、吾が兒、此の寶鏡を視まさむこと、當に吾を視るがごとくすべし。與に床を同じくし、殿を共にして、齋鏡と爲す可しと。

と記されてある。世に之を同床共殿の神勅と申してゐる。天忍穗耳尊は申すまでもなく、瓊瓊杵尊の御父君にましまし、最初、大神の神勅に依つて先づ天降り給ふべき筈であつたので、「古事記」には御降臨に先だつて、忍穗耳尊に、

天照大御神の命以ちて、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國は、我が御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命の知さむ國と言因さし賜ひて、天降したまひき。

と詔したまひ、後に出雲地方平定して皇孫天降りたまふ時に至つて、天忍穗耳尊の白すまゝに、更に改めて、瓊瓊杵尊に親しく、是を以て白したまふ隨に、日子番能邇邇藝命に科せて、此の豐葦原水穗國は、汝知らさむ國なり、と言依さし賜ふ。

と傳へられてゐるのでも、明らかに察せられるやうに、御父子の斯かる御事情の場合に、同じ神勅が嚴かに重ねて宣らせられたこと

古語拾遺
年城天皇
忘著忌部
の古語家
る拾ひ集
奏上ひ集
で、有しな
ある益な
るなも
資の

と思はれる。それ故、古語拾遺には此の書紀一書の所傳に見える同床共殿の神勅が皇孫に就いて語られてあるのである。斯く神鏡は皇祖神靈の舍りたまふ寶器として、第十代崇神天皇の御代まで、天皇の御傍近く同床共殿に奉安し、その後、大和國笠縫邑に新に神祠を建て、遷し奉り、次の垂仁天皇の御代に至つて、今の伊勢國の五十鈴川の上に神宮を建て、奉齋することとなるのである。斯かる神聖尊嚴なる神勅に基づいて、我が國家の生命とも申すべき天壤無窮の皇運、即ち萬世一系の天皇の大御位と御統治とは、日月の如くに炳乎として定まり、我が國體の大本は牢乎として確立したのである。而して皇孫尊とます御歴代の天皇が、常に皇祖神靈の鎮まり坐す伊勢の神宮を奉齋し、萬古渝ることなく、大神の大御言のまに、平けく安けく此の皇國を統治し給ふのであつて、明治天皇の御製に、

とこしへに民やすかれといのるなるわがよをまもれ伊

勢のおほかみ

神風の伊勢の宮居のことをまづことしもものの始にぞ

きく

と遊ばされた所以である。斯やうな敬神愛民の御統治、又は祭政

一致の皇道は、實に

天てらす神の御光ありてこそわが日の本はくもらざり

けれ

と仰せられた高い御稜威と深い御信念とに、其の由來する所が存するのである。我が國民も亦、遠く八百萬神の祖先より、皆齊しく此の天照大神の高い御稜威を仰ぎ奉り、又歴代天皇の深い大御心を戴き奉つて、皇國臣民としての固い信念を築いてゐるのである。茲に日本國家發展の歴史的原理が存し、我が肇國の精神の根本が

齋庭之穂の神勅

存するのである。

神鏡奉齋の詔と共に齋庭之穂の神勅が下された。即ち、日本書紀の一書に、彼の同床共殿の神勅の次に、大神が天兒屋命、太玉命に對して、

吾が高天原に御す齋庭の穂を以て、亦吾が兒に御せまつるべし。と仰せられたことが見えてゐる。之は天照大神が高天原に於いて、最も清淨なる御場所にて稻穂の新穀を以て御躬ら聞食し給ひ、又同時に親しく天神を饗し奉る其の神聖な稻穂を皇子即ち又皇孫に賜うて、天上の儀の如く爲し給ふべく御事依のあつたことを語るもので、豊葦原瑞穂國に天降り遊ばされるに就いて、極めて重大な意義が含まれてゐることと拜察する。之れ申すまでもなく、後世永く傳はり、今も嚴かに行はれてゐる最も神聖な祭祀と仰ぐ大嘗祭、新嘗祭の起源を示すものである。此の稻は、之より先、保食

古事記傳 十四卷、古事記傳の古事記傳、明和四年、三十八年、寛政九年、六十九年、願九、學九、界九、同九、記九、あり、略、十二、卷、事、吉、想、成、年、起、年、大、事、四

神が始めて五穀を生じ、天熊大人が之を天照大神に奉進つた時、大神が深く喜び給ひて、是の物は則ち顯見蒼生の食ひて活可きものなりと宣ひ、粟、稗、麥、豆を以て陸田種子と爲し、稻を以て水田種子と爲して、特に天上の御田に植ゑしめられて以來、大いに繁茂して、遂に此の國民生活に缺く可からざるものと爲るのである。されば本居宣長は、古事記傳卷十三に於いて、天孫降臨の條を解く際に、そもく、皇御國は、萬の物も事も、異國々より優れる中には、稻は殊に、今に至るまで萬國にすぐれて美きは、神代より深き所由あることぞ。今世諸人か、るめでたき御國に生れて、かゝるめでたき稻穂を朝暮に賜ばりながら、皇神の恩頼をば思ひ奉らで、よしなき漢國のことをのみおもひあつかふは、いかにぞも。と切言し、更に此の稻に由縁の深い國號に關聯して、水穗國と云號も、此齋庭之穂に由縁あることなり。……上に干

延喜式 上代
制の重なる
文獻の五十卷
天長天皇延喜
五年撰上
四八頁參照

秋長五百秋と云も、此水穂に係たる祝辭にて、長く久しく、御子命の此水穂を所聞食べき國と云意以て名けたる國號なること、彼大嘗祭祀詞に、此同祝辭を、御孫命の大嘗聞食することに係て云るにても知べし。

と解釋してゐる。其の大嘗祭祀詞といふのは延喜式に見える、神祇官に於いて毎秋行はれる新嘗祭の詞であるが、それは即ち次の如く白すのである。

高天原に神留り坐す皇陸神漏伎神漏彌命以ちて、天社國社と敷き坐せる、皇神等の前に白さく、今年十一月中の卯の日に、天都御食の長御食の遠御食と、皇御孫命の大嘗聞し食さむ爲の故に、皇神等の相宇豆乃比奉りて、堅磐に常磐に齋ひ奉り、茂し御世に幸はへ奉らむと依さして、千秋の五百秋に平らけく安らけく聞し食して、豊明に明り坐さむ皇御孫命の宇豆の幣帛を、明妙照妙和

侍殿防護の神勅

中臣氏 上古

専ら朝廷の祭祀を奉仕した氏族。藤原氏、ト部氏(吉田家)等は之より出づ。

忌部氏 又齋部氏とも書く。共に中臣氏と共に祭祀の事に與り、奈良、蘇、代より衰微す。

妙・荒妙に備へ奉りて、朝日の豊榮登りに稱辭竟へ奉らくを、諸聞し食せと宣る。

斯くて皇孫は敬神愛民の深い大御心によつて、代々新穀を以て皇祖を始め奉り、普く天神地祇を御親祭あらせられるのであるが、天兒屋命太玉命はそれ〴〵中臣氏忌部氏の祖神として、共に宮中の祭祀を奉仕したのであるからして、この二神に特に此の神勅を下されたのであらう。二神はまた近く皇祖に奉仕し、皇孫の降臨に際して最も重大な使命を帯び、極めて重要な位置に在つたからして、大神は更に二神に勅して、
惟はくは爾二神亦同じく殿の内に侍ひて、善く防ぎ護ることを爲せ。

と命じ給ひ、皇孫の御安泰に深く御心を用ゐさせられたのである。當時、高皇産靈尊も亦、二神に對して、

神籬磐境の神勅

吾は則ち天津神籬及び天津磐境を起樹て、當に吾孫の爲に齋ひ奉らむ。汝天兒屋命太玉命宜しく天津神籬を持ちて、葦原の中國に降りて、亦吾孫の爲に齋ひ奉れ。

と仰せられた。前者は即ち侍殿防護の神勅であり、後者は神籬磐境の神勅と申してゐる。神籬と磐境とは共に神を祭るための最も古い形式であつて、神籬は神靈の舎りたまふ尊嚴な設備であり、磐境は嚴重に之を圍む神聖な施設である。即ち相待つて後世の神宮若しくは神社の起源をなすものである。上古特に八神殿を奉齋する神祇官が百官の上首に置かれ、明治以來畏くも宮中に三殿の奉祀を仰ぐのも、全く遠く此の高皇産靈尊の御思召に基づくものであつて、又實に皇祖天照大神の洪大無邊の御稜威と皇孫に此の國を授けたまへる御神徳とに由來するのである。

八神籬 玉體
安穩 國家隆
昌等を祈る宮
中の神籬であ
つた(一三三
頁参照)
宮中三殿 明
治以來、宮中
に齋き奉り、
賢所、皇靈殿、
神殿を申す。
(一四〇頁參
照)
神勅と天業の
恢弘

以上述べたところの天壤無窮の神勅、神鏡奉齋の神勅、齋庭之穗

の神勅、神籬磐境の神勅、侍殿防護の神勅に依つて、我が國體の根本たる天壤無窮の皇運の淵源する所、我が皇室の敬神愛民の御統治の由來する所が極めて明白となり、又我が國民が敬神尊皇の至誠を以て皇室に敬事し、祭祀を奉仕すべき道が全く定まつたのである。而して又古事記には、大神が神鏡奉齋の神勅を宣らせ給うた後、かの天の岩屋の前に智謀を竭した功臣たる思金神に向つて、

思金神は前の事を取り持ちて政爲よ。
と仰せられたことを語つてゐる。此の神は又八意思兼命とも申し、高皇産靈尊の御子に當り、聰明叡智の靈徳よく此の大命を拜したのであつて、茲に臣下たる者、明き心を以ち、正しき思を致して、大政翼賛の誠を捧げ奉るべき道が示されたのである。斯くて皇國日本に於ける皇室に奉仕するまつりごとたる政治は、高天原に於いて八百萬の神々が悉く其の心を一にして天照大神に仕へ奉つ

た如く、大神の大御心を承けて天降り給へる皇孫尊を奉じて、國民は常に億兆一心、祖先の遺風を顯揚しつゝ、至誠奉公、以て祭祀を重んじ、忠實奉公、以て生活を勤しむ、義勇奉公、以て國防に勵まなければならぬ。こゝに祭政一致し、生活と國防また自ら一體となるのであつて、我が國の教育と學問とは固より此の精神を基礎として進展せねばならぬのである。

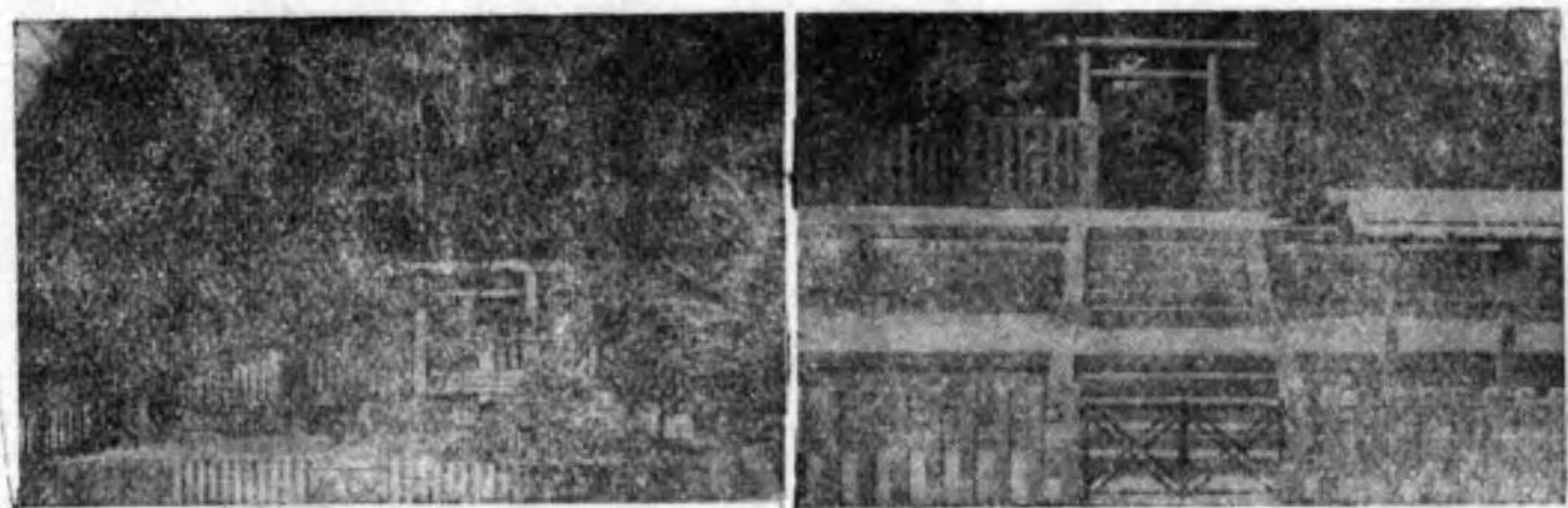
是に於いて、皇孫は天業を恢弘すべく、日向三代の聖治を施し給ひ、供奉の諸神は後裔相繼いで皇謨を翼賛し奉つた。其の間の久しい歲月に亘る皇化は、我が神代の語り事を最も善く筑紫即ち九州の地に關係づけしめるに至つた。我が皇國日本の肇國以來の古事が、一千三百有餘年の久しき間、大和國に皇都の定められてつたに拘はらず、全く西邊九州地方と深い關係を以て語り傳へられたことは、主として日向三代の間に於ける皇孫の御統治が善く

日向三代の聖治と神武天皇の聖業

正を養ひ蒙を啓いて、其の化育の聖徳が廣く深く民心を感孚しからである。と推察する。

皇孫瓊杵尊、彦火火出見尊、鸕草葺不合尊、相次いで西邊を治め給ひ、其の聖徳は自ら慶を積み、暉を重ねて、仁愛の化普く草木に及び、國運漸く一大興隆の機を牙すに至つた。時に葺不合尊の第四子狹野尊、即ち神日本磐余彦尊は、天資明達、御意志極めて確如おはしまし、御年十五で皇太子に立ち給ひ、雄大な御理想を抱いて、皇化の發展を御思召立たせられ、徐ろに時運の到るのを待つてをられたが、御年四十五歳に及んで、皇兄皇子等と御熟議を遂げ給ひ、いよく御東征の大軍を率ゐて、日向の聖地より進發し給ふのである。

神日本磐余彦尊は即ち神武天皇であらせられる。天皇は天業恢弘、國運興隆の大御心から、幾多の年月を瀬戸内海地方に送迎し



可愛山陵

高屋山陵

給ひて、無限の御辛苦を忍び給ひ、鳥見の長髓彦と戦うては、賊の流矢に皇兄五瀬命の痛ましい御負傷を歎き給ひ、熊野の海の激浪に遭うては、意外にも更に皇兄稚飯命と皇兄三毛入野命とに別れ給ひ、皇軍南紀より大和に北上するに及んで、或は毒氣瘴癘の災に惱まされ給ひ、或は險峻隘路の難に阻まれ給ひ、誠に名狀し難い千辛萬苦の御征討をお進め遊ばされた。此の間、天皇は克く堅忍と慎重とを以て事を處し給ひ、常に深く天照大神を尊信敬慕し、又屢々天神地祇を祭つて加護を祈らせつゝ、ひたすら言向け稱す大御心に最も意義深い御東征の大業を遂行せられ、こゝに大御稜威に副ふ六合の中心とし



吾平山陵

て、大和國の塙區に皇都を奠め、莊嚴神聖な宮殿を構へて、畝傍の橿原宮に御即位の大禮を擧げさせられたのである。之れ實に我が皇國の紀元元年であつて、茲に皇國日本の臣民は、皇祖皇宗の國を肇めたまふこと宏遠に徳を樹てたまふこと深厚なる聖旨と天業とに基づいて、現御神として此の天下を知食したまふ天皇すめらみこと(の御統治を仰ぎ奉ることとなつたのである。神代と人皇の代とこゝに結び合せられ、天地のうち、に照徹し給ふ天照大神の光華明彩の御盛徳を承けて、天地を兼ね、八紘を掩ふところの鴻基即ち天つ日繼の大御業を行はせ給ふ天皇としての御統治がこゝに創まるのである。之れ實に我が皇國の悠久無限なる發達の過程に於ける國運の發展と歴史の創造と

にとつて、最も顯著な劃期的な時運を示すものである。神武天皇は其の御即位の大禮を擧げさせられる辛酉の年に先立つこと二年、即ち己未の年三月、所謂樞原奠都の大譚を煥發せられたのである。此の令は、實に神武天皇即ち始馭天下之天皇が神ながらの大いに違ひ給うて、皇祖の大御稜威を承け、大御心を紹いで、我が國史の源頭に輝く御威徳を發揚せられた建國創業の御精神を明かにし給うたものとして、前に其の全文を掲げたが、更に此に其の後半を引用し奉る。

夫れ大人の制を立つる、義必ず時に隨ふ。苟も民に利有らば、何ぞ聖の造に妨はむ。且當に山林を披拂ひ、宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈の國を授けたまふ徳に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまへる心を弘めむ。然して後に、六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲む。

こと、亦可からずや。夫の畝傍山の東南樞原の地を觀れば、蓋し國の塊區か。治るべし。

此の詔勅によつて、我が皇室の皇都を奠め、皇國を統治し給ふ御精神が極めて明かである。即ち敬神愛民の大御心を以て、國民の康福を増進し、懿徳良能を啓發するためには、時を量り、勢を制して、最も適正な法律を定め、制度を立てねばならぬといふ御信念であつて、其のやうな御統治によつて、遠く皇祖天神が此の國を授けたまへる御徳澤に答へ奉り、近く皇孫が常に正しき心を養ひ、正しき道を開き給へる御精神を弘めて行きたいと云ふ御思召を示されたのである。是れ實に光華明彩しく、天地の内に照徹し給へる天照大神の御稜威を承けて、天地を兼ね、天地に合する徳を以て皇都を經營し、荒遠邊陲の遠い地方に至るまで、よく此の天の下を以て宛ら一家の如く、平けく安けく治しめし給ふ所の皇道であり、惟神

の大道である。所謂八紘一宇の皇謨は全く此の詔勅によつて明かにせられたのであるが、それは固より神代以來、古今を通じて漁ることの無い我が皇室の御稜威のうちに輝く御光であつて、我等國民は此の御光を仰いで、祖先以來、日本國民としての理想をこゝに見出してゐるのである。

八紘一宇の皇謨は斯やうに六合の内に照徹したまふ光華明彩の御徳に基づき、國民を赤子のごとく愛撫し給ふ仁愛の皇化に由るのであつて、四海一家よく天下の億兆をして平けく安けく生活せしめ給ふ御統治である。それ故、皇室は我が國民を大御寶と稱したまひ、畏くも深く國民の力に倚藉したまひ、國民の勤勞を嘉みし、又その修養を勵ましたまうて、國民の協力と活動と親和とを深く悦び給ふことは、歴代の詔勅にも又數々の御製にも窺ひ奉るところであつて、實に皇國臣民の感激し感泣して止まない光榮であ

八紘一宇の皇謨

る。之れ古來、我が國民が海行かば水漬く屍、山行かば草蒸す屍、大君の邊にこそ死なぬ、徒には死なじと、固く義勇奉公の誓ひを立ててゐる所以である。こゝに家族國家としての情操が最も深い根を下し、濫い公の意識が發達し、よく一國の和が醸されて來たのであつて、陛下の赤子といふ觀念が深まり、祖孫一體の精神が育つたのも、畢竟このやうな深く廣い大御稜威、大御心によつて、國を肇めたまふこと宏遠に、徳を樹てたまふこと深厚であらせられたからである。皇國の臣民たる者は、常によく此の古への傳へに省み、歴代の事實に鑒みて、ますます至誠奉公の念を深くし、皇謨の翼賛、皇道の宣揚に邁進せねばならぬのである。

神武天皇の聖績は建國創業として我が史上に輝かしい光を放ち、日本精神の源泉となつてゐるからして、明治維新の大業は實に神武創業への復古といふ理想の下に力強く行はれたのであつた。

従つて天皇御即位の日は紀元節として、又その崩御の日は神武天皇祭として共に國家の祝日、大祭日と定まり、聖徳を景仰し奉る國民の至情は自ら國運發展の力として動くに至つた。大正の半に思想界の動搖を見た時、國民精神の自覺が起り、次いで輕佻危激の思想が更に極端に走るに及んで、剛健なる國民精神の作興は遂に國民をして建國の精神に還らしめ、紀元節に際して、一層力強く之を奉祝し、之によつて國體觀念を高調すべく、大正十五年に建國祭なる國民的行事が舉行されるに至つた。越えて昭和の大御代となり、此の建國の精神は内外の國情に應じて、海を越えて大陸日本の進展を促し、滿洲の建國を援助すると共に、國際聯盟の刺戟を受けて、東亞永遠の安定を圖る必要が迫り、世界に於ける日本の立場から、茲に日本精神の自覺が勃興するに至つた。日本精神の自覺は世界に於ける皇國日本の位置と使命とに對する積極的反省で

あつて、而も建國の精神に還つた後に起つた所の大きな國民的自覺であるからして、そこに自ら八紘一字の理想を見出したのである。

八紘一字の理想が進展するにつれ、國體明徴の要求と相待つて、神武天皇の御盛徳は自ら天照大神の御稜威と密接の關係を以て國民の信念と情操とを動かし、橿原の奠都は深く皇孫の降臨と結んで、國民の建國意識をして更に肇國の精神として躍動せしめるに至つたのである。斯くて支那事變に伴なふ國民の思想と生活との緊張を見つゝある間に、肇國の精神に基づき、八紘一字の理想に邁進すべき日本國民の上一體、大中至正の道としての皇道精神が覺醒して來たことは、誠に意義深い現象と云はなければならぬ。

三、國體の本義

萬世一系の皇統

第三章 國體の本義

吉野朝の忠臣であり、日本思想史上の偉人である北畠親房は常陸の陣中に於いて、心血を注いで其の信念を披瀝した「神皇正統記」に先づ筆を下して、

大日本は神國なり。天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ。我が國のみ此の事あり。異朝には其の類なし。此の故に神國といふなり。

と高唱してゐる。皇祖天照大神の御子孫が萬世一系の天皇として、永遠に此の大日本帝國を統治したまふ神聖なる此の國體を思ふ時、何人か我が國の神國たる事實に深い神聖感を起さない者があらう。況んや國家非常の秋に際會して、畏くも皇祖皇宗の威烈を仰ぎ、肇國以來幾千歳御歴代の洪澤を偲び奉り、俯して國民祖先

以來の努力と、自家の雙肩に懸かる使命とを思ふ時、誰か此の「正統記冒頭の一句に感激せざる者があらうぞ。靜かに皇國日本の悠玄なる神代の昔を思ひ、神武天皇の御創業を偲び、更に紀元二千六百年の今日に至る國史の成迹と時運の顯晦とを考察し來たる時、そこには人類の生活にとり、又國民の活動にとつて、誠に嚴肅なる努力と言ひ知れぬ情誼とが相結んで流れてゐることを感ずるのである。而して此の努力がその末は悉く結んで我が皇室に捧げられ、此の情誼がその源を悉く皇室の御惠澤に發してゐることを思念する時、我が國歌として「君が代」を唱へる御民われ等の辱なさを覚え、日本は浦安の國と稱した古史の傳への意義深いのに驚くのである。我が天皇の大御稜威、皇室の尊嚴、天壤無窮の天つ日嗣は、皆此のやうな歴史的事實と國民的情操との上に、其の高い權威と深い意義とを發揮し、又その廣い情味を發露せられてゐるので

齋藤彦麿 見國濱田の學 者、神道問答、 諸國名義考な どの著書がな る。明和五年 生、安永元年 段、八十七歳

ある。此の義は君臣にして情は猶父子のごとき萬邦無比の國體こそ、實に萬世一系の天皇によつて、肇國以來、皇國統治の根本として、はた日本國家の生命として繼承し發展せられてゐる所の天津日嗣の御光を中心として儼存してゐるのである。本居宣長の門人齋藤彦麿の歌に、

から書よみの千卷ちまき八千卷やちまきくりかへし

見れども見えず天つ日嗣あまのひつぎは（飯玉集）

といふ一首がある。支那古今の書物にも、歐米諸國の文獻にも、我が肇國以來、最高至貴の御神裔みかみが天壤てんじやうと共に此の國家を統治し給ふやうな、萬世一系の皇統即ち天津日嗣あまのひつぎといふ事實は全く見當らないのである。宣長のりながは此の天津日嗣の連綿として斷えず、三種神器と共に神代よりして代々の天皇によつて繼承せられ、其の御統治によつて、常に皇祖日神の御稜威みりやうゐの輝きつゝある所の神皇正統

の理を誠の我が神の道として確信し、其の大著古事記傳の卷頭に添へた「直毘靈ちかひのたま」に於いて、

皇大御國すめらみくには掛かまくも可畏かしこき神御祖天照大御神の御生坐みあれまる大御國にして、大御神、大御手に天つ璽しるしを捧持ささげして、萬千秋の長秋に、吾御子のしろしめさむ國なりと、ことよさし賜へりしまに、天雲の向伏むかひすかぎり、谷蟻たにぎのさわたるきはみ、皇御孫命の大御食國とさだまりて、天下にはあらぶる神もなく、まつろはぬ人もなく、千萬御世の御末の御代まで、天皇命はしも、大御神の御子とましまして、天つ神の御心を大御心として、神代も今もへだてなく、神ながら安國と平なけく所知し看みしける大御國になもありければ、古の大御世には、道といふ言舉ことあげもさらになかりき。（中略）
天照大御神高天原に大坐おほいまりて、大御光はいさゝかも曇りまさず、此世を御照みしましたし、天津御璽あまのついではたはふれまさず傳はり坐まして、

天照御璽 天照御璽と同一天照御璽を三種の神器とする

事依し賜ひしまに、天の下は御孫命の所知食て、天津日嗣の高御座は、あめつちのむた、ときはにかきはに動く世なきぞ、此道の靈く奇く、異國の萬の道にすぐれて、正しき高き貴き微なりける。そも此道は、いかなる道ぞと尋ぬるに、天地のおのづからなる道にもあらず、人の作れる道にもあらず。此道はしも、可畏きや、高御産巢日神の御靈によりて、神祖伊邪那岐大神、伊邪那美大神の始めたまひて、天照大御神の受たまひたもちたまひ傳へ賜ふ道なり。故是以神の道とは申すぞかし。

と述べてある。斯やうな事實が我が國體の神髓であり、日本國民祖先以來の根本的な信念である。萬世一系の天皇が、皇祖皇宗の御遺訓を遵守せられて、天地と共に永遠に皇國日本を統治し給ふ所の此の天津日嗣に就いて、同書には次の如く説明してある。

天皇の御統を日嗣と申すは、日神の御心を御心として、其御業を

天津日嗣の意義

嗣坐が故なり。又その御座を高御座と申すは、唯に高き由のみにあらず、日神の御座なるが故なり。日には高照とも高日とも日高とも申す古語のあるを思へ。さて日神の御座を、次々に受傳へ坐て、其御座に大坐ます天皇命にませば、日神に等く坐こと決し。かゝれば、天津日神のおほみうつくしみを蒙らむ者は、誰しか天皇命には、可畏み敬び尊みて、奉仕らざらむ。

此のやうな國體と信念とを基礎として、皇祖天照大神を奉齋する神宮を中心とした日本の神社が發展したのであつて、神代以來、莊嚴な神社が、國內到る處に、或は千木高く聳え、或は神々しい森のうち、鎮座して、太古の祖先も、現代の國民も、齊しく拍手高く打ち拜むところの國民的風習が全く外國に見出されないのも、此の萬邦無比の國體の精華に由來する誠に珍しい現象である。天照大神と今上天皇を御一體と仰ぎ、神宮と宮城とを密接不離の御關係

賜ひて、我が朝の神國と畏懼り禮來れる故實を澆たし失ひ賜ふ
な云云。

此の神明の國若しくは神國に對する信仰は、次いで石清水八幡宮、また翌年二月、宇佐八幡宮、香椎宮、宗像大神、甘南備神に上つた告文、即ち御祭文にも、同様に見えてゐるのであつて、此の後、平安朝時代から鎌倉時代にかけて漸次、各方面の文獻に多く見えてくるのである。殊に保元平治の亂から壽永の變にかけての不安な國情に際しては、此の語が益々多くの文獻に現はれ、就中、左衛門督藤原光頼の述懐として、保元物語に次の如く記してゐる。

光頼卿、熟ら事の心を思ふに、日本は是れ神國なり。されば御裳河の流絶えずして、既に七十四代の天津日嗣を受け給ふ。昔崇神天皇の御時、天津社、國津社、津社を定め置かれてより以來、神わざ事繁き國の營、ただ寶祚長久の爲也。七千餘座の神祇、夜の守晝の守

藤原光頼の長子、神皇正統記に、
光頼、神皇正統記に、
光頼、神皇正統記に、
光頼、神皇正統記に、
光頼、神皇正統記に、

なじかは怠り給ふべき中略されば、今も誰人か此の京を滅ぼし、何者か我が君を傾けむ。南には正八幡大菩薩、男山に跡を垂れて、京都を守り、北には賀茂大明神、天満天神、東山には稻荷祇園、松尾、大原野等光を雙べて日夜に結番し、禁闕を守り給ふ。たとひ逆臣亂を爲すとも、争でか靈神の助無かるべきと、憑母しげにぞ宣ひける。

元暦二年、源義經が因幡前司大江廣元に宛て、兄頼朝との不和を解消するやう懇望した有名な腰越狀にも、我國は神國也、神は非禮を稟けたまふ可からずといふことが述べてある。それが蒙古襲來といふ大きな國難に際會するに及んで、極めて積極的に力強く國際的乃至國防的な意識として自覺せられ、文永年間、宏覺禪師が憂國の至情を披瀝して起草した蒙古降伏祈願文には、「切に翼はくは、明神貴賤五體の中に入つて、運を増し勢を益し、蒙古の怨

宏覺禪師、號は名、
東山、男天國、
宗生、男天國、
正傳、男天國、
三年、男天國、
三、男天國、

敵を斫伏せしむ可し。重ねて乞ふ神道、雲と成り風と成り、雷と成り雨と成つて、國敵を摧破し、天下泰平、諸人快樂ならむことをといふ信仰を以て其の神國の信念を充たしてゐる。當時、春日若宮の神官中臣祐春は、「異國の事きこえ侍るに、神國たのもしくて」といふ詞書によつて、

西の海よせくる波も心せよ

神のまもれる大和島根ぞ

といふ神明守護の國防的信念を披瀝してゐる。此のやうに國際的、宗教的、道徳的な神國の信念は鎌倉時代に於ける一の指導精神であつて、それが最も力強く且つ意義深く表現したものが即ち神皇正統記冒頭の一句である。この親房の信念が天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ事實の上に立つてゐるのでも知られるやうに、殊に鎌倉時代に於ける神國思想の高調には、伊勢に坐す

虎關師鍊 會時代の臨學錄 濟宗、南都に善は 起す、神文虎關寺に 通し、釋書史を三に 十卷す。後醍醐天皇 天保元年、嘉應二年 元亨元年、弘安元年 二元、生じて、弘安 九年、寂。六貞和十 藤通、興吉代、建武 好法、伊勢、神道中 弟、伊勢、神道中 原、伊勢、神道中 著、伊勢、神道中

大神宮に對する國民上下の尊崇の念が著しく深まつて來たといふ事と、國情の不安に伴なふ國民の緊張感と信仰の要求といふ思想的事情とが淺からぬ關係を有してゐると思はれる。親房の思想の中心は神皇の信念に在つ



神皇正統記

のであつて、其の自覺の刺戟となつてゐる一つの力は、度會家行等の伊勢神道なのである。此の神國の信念は室町戰國の時代にも著しく輝いて行くのであるが、應仁大亂後の思想界に大きな信仰を與へた吉田家の唯一神道即ち元本宗源神道に在つては、其の神

類聚神本源等
康元六年生
正平六年段
六十六歳

ト部兼俱

世後期の神道

家吉田兼名

神祇官に仕く

一を大成し其の

本宗神道を傳

著述し其の

中勢より其の

世に弘く其の

永享七年生

七十八歳

唯神道名法

二卷、平安朝

撰と稱する

一著、蓋し兼

學の神道者

も、獨り語

にべ

道を大成し發揮したト部兼俱の手によつて世に弘められた、唯一
神道名法要集には、次のやうに、精彩を放つた文字となつてゐる。
國は是れ神國なり。道は是れ神道なり。國主は是れ神皇なり。
祖は是れ天照大神なり。一神の威光、遍く百億の世界を照らし、
一神の附屬、永く萬乘の王道を傳ふ。天に二日無く、國に二主な
し。故に日神在天の時、月星光を双べず。

以上述べたやうな神國といふ信念は、實に我が國性の一特色で
あつて、それはやがて我が國體觀念の基礎ともなり、日本國民の傳
統的的信念ともなつてゐるのである。然らば神國といふ此の信念
は如何なる意義を有してゐるのであらうか。それは前述した事
實によつても、自ら認識せられる觀念内容であつて、少くとも、神明
祐助の國、天神地祇の守護し給ふ國、非禮を斥け正直を守るところ
の道義的國家、日神永く其の統を傳へ給ふ所の國、即ち皇祖天照大

我が國體と民
族性との關係

神の御子孫たる萬世一系の天皇の統治し給ふ神聖な國家といふ
種々なる意義を有してゐる。それに尙、神々の修理固成し給へる
國、神祕尊嚴な國柄、天神地祇の祭祀を重んずる國家といふやうな
思想も存在し、殊に、神皇正統記の場合などに於いては、最も神聖な
理想的國家としての豊富な意識が極めて力強く内在してゐるも
のと考へられる。而して此のやうな神國の信念が、少からず神社
の存在と祭祀の盛行とを其の背景としてゐることは、近時、外國の
識者が其の身親しく、明治神宮に參拜して、自然に神國日本の姿を
認め、日本精神の神髓に觸れたと語る者の、尠くない事實について
も、直に之を推知し得られるのである。

斯かる莊嚴にして深遠な神國の信念は、畢竟、皇祖天照大神の御
肇國と、萬世一系の天壤無窮なる御統治とを本として、時代と共に
國運が興隆し、國情の動搖不安に際しても、國民の最も憑依すべき

大きな頼母^{たの}しい力が心の底に一道の光明を與へてゐるからであつて、之を一言にして申せば、全く日本國家の中心に恒^{つね}に萬世一系の皇統を仰ぎ、歴史の發展に高く天津日嗣^{あまつひつぎ}の御光^{みひかり}を戴いてゐるからである。天照大神の御神裔^{みかみ}が深く其の御神意を繼承^{けいしやう}し、天地と共に永遠に、其の皇祖皇宗の愛撫し給へる忠良なる臣民の子孫として、此の國民を統治し給ふ所の天津日嗣^{あまつひつぎ}の大御業^{おほみわざ}は即ち皇位の儼存と天業の恢弘^{くわいこう}とを其の内容としてゐる。此の皇位を仰ぎ、天業を翼賛^{よくさん}し奉る日本國民の心には、祖先以來、最も重要な國民的性情として統一性と永遠性と純眞性とも名づくべき三つの根本的特質が發達してゐることは、既に前章に述べた所である。此の民族性の特質は、主として我が國體の精華によつて育^はくまれつゝ、又この國體の基礎^{きそ}觀念^{くわんねん}として、皇國の歴史を展開してゐるのであつて、國體と民族性との密接なる關係は、如何なる國に在つても極め

て深いのであるが、特に萬古不易^{ばんこふえき}なる我が國體に在つては、最も意義深い關係が見出されるのである。

抑^{おさ}も宇宙の發展にとつて、又一個の生物體の活動にとつても、其の確乎^{かくこ}たる中心の存在が必要である。後者の場合に於いて、其の中心が不動の性質と永久の性質を有し、又その中心と之に伴なふ一切の物との關係が緊密性^{きんみつせい}を有する場合は、其の活動は最も多くの効果と持續と價值とを發揮するのである。それは國家にしても、團體にしても、個人としても、其の活動と發達とは必ず此の原則を漏れることが無い。前者の場合に在つては、其等の條件が自らに具備し、其の結果が自然に原理法則として表現してゐるのであるが、後者の場合に於ける人間としての個體に在つては、肉體的活動と精神的活動として分つてみても、將^はた心身一如の人としての生活そのものに就てみても、此の原則が特に意識的に守られ、その

原則に適應すべく努力せねばならぬ必要がある。此の宇宙の發展と人間の生活との間に在るものとも見られる國家そのもの、活動にとつても亦、此の確乎不動の中心と之に歸一する國民と、其の兩者の永遠なる一體的活動とが必要であることは固より言ふまでもない。其の中心は統治作用の本質たる絶對的の權威であるが、此の權威が具體的には、或は憲法として存し、或は一定の統治組織として存し、更に歴史的には肇國の精神若しくは建國の理念として表現してある。それが我が國に在つては最も神聖尊嚴なる皇位として存在し、國民は之を天津日嗣若しくは寶祚として仰ぎ、此の絶對神聖なる權威を具現し繼承し給ふ御方を天皇として奉戴し、又現御神と仰ぎ奉つてあるのである。而して天皇は萬世一系の皇統を承けて、其の皇位即ち御位に即き給ひ、その御位の具體的表現とも申すべき高御座に昇りまして、天の下を知食し、大日

本帝國を統治し給ふのである。其の皇位の萬世一系であると同様に、其の御統治も亦、皇祖の御心を大御心とせられて、神代も當今も變ることなく、國運の發展と國民の愛撫とを本として祖宗の御神靈に御應へ遊ばされてあるのである。國民も亦、億兆一心、祖先の遺風を顯彰しつゝ、天皇に奉仕し、國家に奉公して、世々、皇謨の翼賛に歸一し隨順することを以て、皇國臣民の本分としてあるのである。斯くて日本の歴史は肇國以來、建國の精神が一貫して國家の中心が絶對性と不動性と永久性を顯現し、此の中心を皇室と仰ぐ國民の活動が之に伴なつて其の緊密性と奉仕性を發揮してあるのである。

宇宙の進化、萬物の發展に在つても、正に此のやうな特性が原理乃至法則として展開してあるのであつて、其の中心の不動と組織の統一と全體としての永久性とが、其の進化と發展とを示現して

あるのである。我等はそこに統一性としての作用と、永遠性としての特質とを見出し得るのであつて、更に自然なる萬象には自ら純眞性としての存在をも認め得るのである。又之を近く人間としての意義深い活動を道徳的に考察する場合は、即ち人格としての存在乃至發展を爲すものであつて、人格活動に在つては、一層よく意志と活動精神と肉體との、た、ら、きの上に、性能や心身の統一と持久と純眞とが最も必要な条件となるのである。純眞といふことは理想乃至活動の根本として極めて重要な条件であつて、宗教的には信仰として形成され、道徳的には奉仕の心として練磨されるのである。是に於いて廣く宇宙の進化、萬物の發展について考察する時、そこに統一性、永遠性、純眞性ともいふべき原理法則が見出されるのであつて、少くとも其のやうな傾向が最もよく活動體の作用を圓滑にし、進歩を持続せしめ、更に其の發達に意義あら

しめることは、極めて明白な事實である。之を國家の活動に就いて考察する場合、この統一と永遠と純眞といふ三つの條件若しくは特性が、言ふまでもなく、其の存立と發展と充實とに缺く可からざることは、一層よく之を明かに認め得るのである。而して其の國家の存立が明確であり、其の發達が肇國精神の展開としての歴史を形成し、其の存立の中心と歴史の成迹とに伴ふ文化と精神と産業とが充實するならば、其の國體の成立と發展とが輝いてくるのである。之れ實に皇國の國性と國體とに於いて最も顯著に見られる事實であつて、それは我が國體と民族性との關係に於いて、自ら首肯せられる點である。

斯くて我等は日本の國體が最も合理的であり、又此の國家生活が最も人格性に富んである事實を確信し得るのである。随つて、此の國體に無疆に培ふべく、教育上、最も深く此の民族性の教養と

とこしへに國まもります天つちの神の祭をおろそかに
すな

といふ神祇祭祀の尊重について、誠に貴い大御心を詠ませられてある。げに神を祭ることは、人の禮として最も重要なことであり、神社の祭祀は、國家の興隆にとつて極めて密接の關係を有するものである。殊に忠孝を以て國を建てたところの道義國家として、又道義の根本を報本反始の精神に置き、生活の中心を敬神崇祖の信念に定めて發達した我が國に在つては、國家の進運、國民の生活と緊密の關係を有する歴代の皇靈、天神地祇の祭祀は、實に上御統治の内容となり、下奉仕の眞髓となるのである。斯くて祭祀は自ら我が國政治の基礎となり、我が臣民の道の根源となるのである。幕末の我が思想界に深甚の影響を與へた名著として知られる水戸學の泰斗會澤安の「新論は、國防の根柢を國體觀念に置いて、國

一姓歴歴 藤田
東湖が弘道館
記述義につい
て言うてなる
やうに、此の
用例は勿論、
皇統一系の意
で、ある。姓氏
が超越した我
が皇室につい
ては、誤解し
易い語である
から一言を添
へる。

民の道德乃至生活に於ける嚴肅なる信念を自覺し建設せしむべく切論したものであるが、其の卷頭に先づ國體の章を設けて、次の如く論じてゐる。

帝王の特んで以て四海を保ち、而して久しく安く長く治まり天下動搖せざる所の者は、萬民を畏懼し、一世を把持するの謂に非ず。而して億兆心を一にし、皆其の上を親しみて、而して離るゝに忍びざるの實誠に恃む可きなり。夫れ天地剖判して始めて人民有りしより、天胤四海に君臨し、一姓歴歴、未だ嘗て一人も敢へて天位を覬覦するあらず。以て今日に至る者は、豈に其れ偶然ならんや。夫れ君臣の義は天地の大義なり。父子の親は天下の至恩なり。義の大なる者と、恩の至れる者と、天地の間に並立し、漸漬積累し、人心に洽浹し、久遠にして變ぜず。此れ帝王の天地を經緯し、億兆を綱紀する所以の大資なり。昔者、天祖

(影を其の中に見る云云。蓋し正解といふべからず)

肇めて鴻基を建て、位は即ち天位、徳は即ち天徳、以て天業を經綸す。細大の事、一も天に非ざる無し。徳を玉に比し、明を鏡に比し、威を劍に比し、天の仁を體し、天の明に則る。天の威を奮ひ、以て萬邦に照臨す。天下を以て皇孫に傳ふるに、迨んで、手づから三器を授けて、以て天位の信と爲す。以て天徳に象り、而して天工に代り、天職を治む。然して後之を千萬世に傳ふ。天胤の尊き、嚴乎として、其れ犯す可からず。君臣の分定まり、而して大義以て明かなり。天祖の神器を傳ふる、特に寶鏡を執り、祝して曰はく、此を視ること猶吾を視るが如くせよと。而して萬世奉祀し、以て天祖の神と爲す。聖子神孫、寶鏡を仰いで、而して影を其の中に見る。見る所の者は、則ち天祖の遺體にして、而して視ること猶天祖を視るがごとし。是に於いてか、盥薦の間、神人相感じ、以て已む可からず。則ち其の遠きを追ひ、孝を申べ、身

を敬し、徳を修む。亦豈に已むを得んや。父子の親教くして、而して至恩以て隆んなり。天祖既に此の二者を以て、而して人紀を建て、訓を萬世に垂る。夫れ君臣や、父子や、天倫の最も大なる者、而して至恩内に隆にして、大義外に明かなり。忠孝立ち、而して天人の大道、昭々乎として、其れ著はる。忠以て貴を貴とし、孝以て親を親とす。億兆の能く心を一にし、上下の能く相親しむ。良に以有るなり。若し夫れ至教の不言に存し、百姓日に用ゐて、而して知らざる者は、此れ其の故何ぞや。天祖天に在して、下土を照臨し、天孫誠敬を下に盡くし、以て天祖に奉ず。祭政維れ一、治むる所の天職、代はる所の天工、一も天祖に事ふる所以に非ざる者無し。祖を尊び、民に臨む。既に天と一なり。故に天と悠久を同じうす。亦其の勢の宜しく、然るべきなり。故に列聖の大孝を申べたまふや、山陵を秩で、祀典を崇び、其の誠敬を

盡す所以の者、禮制大いに備はり、而して其の本に報じ、祖を尊ぶの義、大當に至りて、而して極まる。(中略)
 夫れ、天祖の遺體を以て、而して天祖の事に膺る。肅然、儼然、當初の儀容を今日に見れば、則ち君臣觀感し、洋洋乎として、天祖の左右に在すが如し。而して群臣の、天孫を視る、亦猶、天祖を視るがごとし。其の情の自然に發する者、豈に已むを得んや。而して群臣やは、亦皆神明の胄、其の先世、天祖、天孫に事へ、民に功德有るは、列して祀典に在り。而して宗子族人を糾緝し、以て其の祭を主る。入りては、以て其の祖を追孝し、出でては、以て大祭を供奉す。亦各其の祖先の遺體を以て、祖先の事を行ふ。惻然、悚然として、乃祖乃父の、皇祖天神に敬事する所以の者を念ふ。豈に其の祖を忘れ、其の君に背くに忍びんや。是に於いてか孝敬の心、父は以て子に傳へ、子は以て孫に傳へ、志を繼ぎ事

を述ぶ。千百世と雖も、猶一日の如し。孝以て忠を君に移し、忠以て其の先志を奉ず。忠孝一に出づ。教訓俗を正し、言はずして、而して化す。祭以て政を爲し、政以て教を爲す。教と政と未だ嘗て分れて二と爲らず。故に民唯、天祖を敬し、天胤を奉ずるを知る。郷ふ所一定し、異物を見ず。是を以て民志一にして、天人合す。此れ、帝王恃んで、以て四海を保つ所以にして、而して、祖宗國を建て、基を開くの大體なり。夫れ、萬物は、天に原き人は、祖に本づく。體を父祖に承け、氣を天地に稟く。故に言苟くも、天地鬼神に及べば、愚夫愚婦と雖も、其の心に悚動する、こと無き能はず。而して、政教禁令一に、天に奉じ、祖に奉ずるの義に出づ。則ち民心安んぞ一ならざるを得んや。人は、天地の心、心專らなれば、則ち氣壯んなり。故に億兆一心なれば、則ち天地の心專にして、而して其の氣以て壯んなり。則ち人元氣を稟く

る所以の者其の予きを得。天下の人、生れて而して皆全氣を稟く。則ち國の風氣頼つて以て厚し。是を天人の合と謂ふなり。是を以て民古へを忘れず。而して其の俗淳厚能く其の本に報じ其の始に反る。久しうして變ぜず。(文原漢)

正々の論堂々の議筆よく理を盡くし、情よく微を穿つてゐる。而して全く我が國の史實に據つて、深く我が國民の習俗を説いてゐるのである。之によつて、我が國に於ける民情と道德と政治と生活とが相待つて、齊しく我が神代以來の祭祀に本づき、又此の昔ながらの手ぶりたる神祭祀が是等の民情、道德、政治、生活の自然に根ざしてゐることが知られる。斯くて我が國の祭祀は是等の要素を根柢とし内容として、我が國體の精華と密接の關係を結び、我が國に於ける國體觀念の極めて重要な基礎を爲してゐるのである。

まつり(祭祀)の語義

會澤安は「新論に於ける國體乃至祭祀に關する見解を一層詳しく、其の名著『下學通言』に於いて述べ、道德や禮儀や制度などと祭祀との關係を明かにしてゐるが、其のうち「禮は祀より大なるは莫し。萬物は天に本づき、人は祖に本づく。其の本に報じ其の始に反るは、人道の大なる者なり。」と論じてゐるやうに、祀即ち神の祭祀は人の禮として最も重大なものであり、又その純なる祭祀は、實に人情の自然に根ざし、人道の根原となるものである。我が國に於いて祭祀をまつりと稱するが、此のまつりといふ語は廣義には、下より上に仕へ、或は長者を敬する動作を稱する場合に用ゐられ、仕へまつる、たてまつる、納めまつる等の用例が存するのであるが、狹義には神に敬事する動作を指し、一般に祭や祀の字を宛て、或は祭祀、祭典、祭儀、祀典と書するのが例である。まつりのまつは待つと同義で、神祇を請待し、神の降臨をお待ち受けし接近する意であ

ると解する説もある。其のまつといふ語がまつりといふ語に成つたのは、やはり深く心をこめ敬意を表する動作に對して用ゐられた語だからであらう。随つて語原を何れに解しても、まつりは神に對して敬事し、威靈を畏みて奉仕する動作を稱する語であつて、祭祀の根本は神威を畏み、神徳を仰ぎ、以て神靈に敬事するに在る。之れ國語に神に對して、特にちはやぶる神の御稜威を畏み、たまぢはふ神の御恩徳を祈る等の語が重く用ゐられる所以であつて、こゝに敬神の誠と祭祀の禮とが生ずる。而して敬神の誠を深くし、祭祀の禮を厚くする所に、自ら神明に奉仕して、奉公の道を進み、以て神功を亮け奉る明倫正直の生活が展開する。之れ即ち祭祀の精神であつて、又神道の由つて顯現する所以である。

我が國に於いては、政治をまつりごとと稱して、祭祀のまつりとは極めて近似した語であるが、多少その語原を異にし、まつりごとは

まつりごと
(政治)の語義

まつりごと、即ち服従ふことであつて、天皇に隨順し奉り、朝廷に歸服し奉ることを意味する。言ひ換へれば、政治家が命を承けて、神事を始め、國內の事、國民に關する事をそれ／＼に調へて、上、皇室に事へ奉り、歸一し奉るところの隨順奉仕のわざがまつりごとであり、即ちまつりごとであるといふ語原的解釋が行はれてゐる。斯やうにまつりごとまつりごととの間に多少、言語成立上の差があつたとしても、共に下より上に敬事し、侍事し、奉仕する動作であることは同一である。此の祭祀と政治とに共通するところの畏敬し奉仕する心こそは、我が神ながら(隨神)の道の神髓であり、皇道精神の根本である。而してそこにこそ、我が皇祖天照大神を中心とした祭祀の本義が存し、國體の道義的基礎が内在するのである。

奉仕とは私を去つて上に對し、公に對して至誠を以て敬事し、勤勞することである。之れひとり國家の道義的發展にとつて重要

神人合一

であるのみならず、道徳を淳厚ならしめ、日常生活を價値あらしめる所の底力である。此の奉仕の心を深く養ひ高く磨くとき、そこに報本反始の觀念が徹底し、又此の心を強く廣くして神を祭るならば、そこに自ら神人合一の境地が見出され、幽顯一貫の力が體驗されるのである。皇道を實踐し、祭祀を敬事し、また神道的修養を行じようとする者は、先づ其の小さな私を去り、偏固を棄て、嚴かな奉仕の眞心に歸り、明るく大きく奉公の氣分に動き出すやう、よくその心を反省すると同時に、又常にそのやうな心がまへを見出すべく、其の修養に眞劍味を加へなければならぬのである。

斯やうな祭祀は、我が國に在つては、極めて遠く神代に淵源し、殊に天孫降臨に際して、皇祖親しく皇孫に三種の神器を授けて、神鏡奉齋の神勅を賜ひ高皇產靈尊また天兒屋命、太玉命に神籬磐境の神勅を下して、皇國祭祀の本源が至つて顯著である。而して又、我

祭祀と敬神

が國體と祭祀との密接不離なる關係が自ら明かである。第五十四代仁明天皇の詔に、神を敬ふこと、在すが如く、民を視ること、子の如し（續日本後紀承和七年四月）と仰せられてあるやうに、敬神愛民の御統治は、誠に古今の通規であるが、此の上、敬神愛民の御統治と、下、國民の敬神尊皇の奉仕とは、實に上下相待つて、我が國家成立の根柢を爲し、我が國體の基礎と爲つてゐる。即ち上下の厚い敬神は自ら、信仰の力として、國體乃至國家の究竟的基礎を成し、更に恒に變ることなき上の愛民は下の尊皇と相待つて、自然に家族的、血縁的の力として、又その本質的基礎を形成してゐるのである。之れ我が國體と祭祀との社會的、心理的の基礎として、祭祀が極めて重要な位置を占めてゐる所以である。

第五十九代宇多天皇の御日記に、我國は神國也。因つて毎朝四方大中小の天神地祇を敬拜す。敬拜の事、今より始めて後一日も

三代御記 卷寛平(宇多天皇)延喜(醍醐天皇)村上天皇(三代)の御日記
 三善爲康 古の法射水者越中京道に紀出て、算道に通達す。後冷泉天皇以下六代に奉仕す。九十年、一歳、夜。
 朝野群載 十卷(内九卷)散逸す。諸官衙關係の公私の文書を拾輯す。
 禁秘御抄 卷又建曆(順徳天皇)御撰、順徳天皇御式に給ふ。儀制に於て古の詳説し給ふ。

怠ること無し(三代御記、仁和四年十月)と述べられてあるが天神地祇の祭祀は我が御歴代の御統治を一貫して行はれ、平安朝に於ける皇室の御敬神も亦史上断えることがない。それ故、第七十四代鳥羽天皇の御代、三善爲康の撰んだ朝野群載には、我朝は神國也。敬神を以て先と爲す可し。如(在)を以て禮と爲す可しとも、國中の政事、神事を先と爲すとも見えてある。斯くて第八十四代順徳天皇の禁秘御抄には、
 凡そ禁中の作法、神事を先にし他事を後にす。且暮敬神の叡慮懈怠無し。白地にも神宮並に内侍所の方を以て、御跡と爲したまはず。萬物出來るに隨つて、必ず先づ臺盤所の棚に置きまつる。(原文)
 と仰せられてあるのである。第八十六代後堀河天皇の貞永元年に完成した鎌倉幕府の御成敗式目には、先づ其の首に、神社を修理

御成敗式目 貞永式目、五十一條より成る。武家法制の根本。

祭祀と清淨

し、祭祀を専らにす可き事といふ一條を設けて、神は人の敬に依りて威を増し、人は神の徳に依りて運を添ふ。然れば則ち恒例の祭祀陵威を致さず、如在の禮奠怠慢せしむる莫れ。云々と説明してあるのである。斯やうな上下の敬神觀念が自ら神國の觀念を深くし、此の觀念が天壤無窮の皇運を仰ぎ、三種神器の威靈を畏み奉るにつれて、いよく、神國日本の信念を高めて、我が國體思想を豊富にして來たことは、既に前章に述べたところである。
 祭祀を行ふには清淨を本とし、敬神を致すには至誠を旨とする。清淨は心身の穢を去つて至誠と結び、以て神を祭ること神在すが如くせねばならぬ。由來、日本民族は清淨を貴び、眞心を重んずる。隨つて其の神祭りには修祓潔齋つとめて心身の清淨を求め、神を祭ることをいはふ(齋、祝)といふのは即ち忌み清まはることであつて、清淨の身と心とを以て神に奉仕することをいつく(齋、嚴)と

からして、此のやまと心を根として展開した我が國の敬神觀念は、既に一言したやうに、誠に意義深い發達を遂げつゝある。即ち畏くも、皇室の御統治は敬神愛民の大御心を以て一貫し、國民の奉仕は敬神尊皇の至情を以て基礎としてゐる。此の御統治も國民の奉仕も、上下共に祖先以來變ることなく、子孫にも亦之を繼承せしめようと念願してゐる。茲に日本民族の敬神崇祖の信念が確立してゐるのである。皇室は此の御信念を以て神國日本の興隆を圖るべく、天業の恢弘を進め給ひ、國民は此の信念を以て皇國日本の發展を祈るべく、皇謨の翼賛に従ひ奉つてゐるのである。そこに敬神愛國の理想が明かにせられ、卓越した國家の建設といふ指導原理が歴史活動の方向を指示してゐるのである。此の敬神愛國の理想が日本文化の發展に伴なつて、其の内容の充實を要求し、佛教や儒教などの攝取、外來文化との接觸によつて、更に敬神崇佛

や敬神崇儒などの信仰となり思想となつて、教學の根本が明かとなると同時に、本來の生活、新生の精神には敬神愛郷や敬神尙武などの精神を展開して來たのである。明治維新直後には敬神明倫の神教が強調されたが、近來の國情は自ら敬神好學、敬神勤勞の風を嗜ませる傾向を著しからしめてゐる。

皇國に於ける祭祀や敬神に斯やうな特質が存するといふことは、之れ明かに日本國民の精神生活に存する特性の豊かなることを示すものであつて、敬神觀念が最もよく其の特性を具現し内在してゐることを語つてゐると云へる。是に於いて、我が國の敬神は廣く人情の美を濟し、深く國民的情操を培養するはたらきを有するものであると云ふことが解るのである。之れ神祇の祭祀が人情の自然に根ざし、國體の精華に即して發達し、また國民の敬神觀念が神社の崇敬を本とし、國家の宗祀に基づいてゐるからであ

祭祀の淵源

我が國に於ける祭祀が、上來述べたやうに、國體と密接の關係が存するところからして、祭政一致は實に皇道の本義を爲し、皇國の行政には自ら祭祀の重要な一面が伴なつてゐるのである。其の具體的事實は天皇の御統治に基づく祭祀となり、宮中の祭祀及び陵墓の祭祀となり、又神宮及び官國幣社以下神社の祭祀として、日本に於ける神祇祭祀の特殊性を形成し顯現してゐるのである。之を我が國の歴史に稽へ、國民思想の發達に徴するならば、皇祖天神の大御稜威に基づいて國家が修理固成せられ、國運が興隆せられつゝ、あると同時に、天神地祇に奉仕する祭祀と其の精神とが政治、教育、軍事の根本を爲し、淵源を爲してゐるのである。茲に古來皇室を中心として有ゆる國民の上に、而して又全國に亘つて神社を奉齋することゝなり、其の敬神觀念が天照大神を中心として古

八尋殿 廣一
なる御手八
尋は長さを
へたは御手
で彌同じ
ては書紀に
卷に御紀に
記事に御紀
見事に御紀
えるに御紀

今を一貫し、以て意義深い發達を爲してゐる理由が存するのである。

我が國の祭祀は其の由來する所極めて古く、肇國の初、光華明彩しく、六合の内に照徹りたまふ天照大神の現はれまし給へる時、御父とます伊弉諾尊が深く歡び給ひて、其の御頸珠を大神に賜ひ、汝が命は高天原を知せしと事依させられたのであるが、其の御頸珠の名を御倉板擧之神と謂したと古事記に見えてゐる。伊弉諾尊が伊弉冉尊と共に、天神の命を承けて浮漂へる洲土を修理固成すべく八尋殿を建て、御子を生み給ふに當り、天神の命に本づいて太占に卜へたまうた事實と、此の御倉板擧之神の親授と其の御名とは、祭祀の最も古い事實と由來とを示すものと思はれる。而して太古の神事は、祭祀に神意と清淨とを重んずる精神の深く厚きことを察すべく、御頸珠の親授は、後に天孫降臨に際して、皇位の神璽

を定め給へる所以、又廣く家宅に神を祭る國風の淵源する所以を窺ふことが出来るのである。今日、神社に神體を奉齋し、民家に神棚を設け奉る如き種々なる祭祀に關する風習の遠い起原も、斯やうに神代に之を求めることが出来るのである。而して其等の神事、祭祀が國體觀念の神髓、國家發達の根本と關係し接觸するところの決して淺くないことが知られるのである。

神國日本の歴史は神代に肇まり、皇國日本の天皇とます現御神は天神の御裔であらせられる。而して此の天照大神の御子孫たる萬世一系の天皇に奉仕する國民は、肇國以來皇祖皇宗に奉仕した天神地祇八百萬神の血脈を承け精神を繼いでゐる。皇祖皇宗の宏遠なる肇國と深遠なる樹徳とに基づき給ふ天業の恢弘を仰ぎ奉つて、億兆國民は祖先以來、世々、忠孝を本とし、忠實を旨として、皇謨の翼賛に勤しみつゝある。此の關係は神代も現今も變らぬ

神宮の奉齋

如く、神々の世界に在つても、即ち神宮を中心とした他の總ての天神地祇を祀る神社の間に於ける關係に在つても、やはり同様の趣が表現してゐるのである。

皇位の御璽たる三種神器は實に皇祖の威靈の憑り給ふところであり、皇祖親しく皇孫に之を賜ひ、殊に神鏡に就いては、常に皇祖を仰ぎ視るが如く、専ら其の御靈として齋き祀るべき神勅があつた關係上、特に第十一代垂仁天皇の御代に、御即位の廿六年（五七六年）九月、伊勢國五十鈴川の上に皇大神宮として奉齋することとなつたのである。而して皇女倭姫命が御杖代として奉仕した。先代崇神天皇の御代、神鏡を皇居より遷して、大和の笠縫邑に奉祀した時は、其の皇女豐鍬入姫命が奉仕したのであるが、倭姫命が其の後を承けて、諸國の良き處を求めて伊勢國に鎮まりまし給ふ後までも、命は終始よく御杖の如く、大神を扶け奉り、大前に仕へ奉つて、其

御饗都神 神
饗に於いての
神饗高き神の
豊受(トユケ)の
トヨケもミケの
ウケと同じく食
物の義に廣く
衣食住に靈徳
ふを發揮し給

の御神威を發揚し奉つた。爾來、御歷代天皇の皇女が齋宮として奉侍するのであるが、此の齋宮即ち齋王をも永く御杖代と申上げてゐた。第二十一代雄略天皇の廿二年(紀元一)に、天照大神の神意に隨ひ、丹波國より御饗都神とます豊受大神を迎へて程遠からぬ山田の原に鎮祭し奉ることとなるのである。前者は内宮にましまし、後者は即ち外宮であつて併せて、古來、伊勢大神宮或は單に伊勢とも大神宮とも申し、今日はたゞ神宮とのみ申し上げる。神器の奉仕については、皇祖親しく同床共殿の神勅を賜うたのであるが、天孫降臨以來、年歴既に久しく、皇威の振張に伴なつて、政務は繁忙を加へ、國交も亦進展して、國內の情勢自ら複雑となつて來た折柄、崇神天皇の御代には國運の興隆を要する事情が多かつたので、天皇は深い敬神の御心から、六年、皇居の外に別に神宮を建て給ふこととなつたのである。當時、靈劍も亦神鏡と共に奉遷し

上代神祇の制度
令の制度所謂
大寶令の制度
大寶令の制度
文法の根源
太政官 八省
百官を統轄す
る昔時の政治
關の中樞義

たので、天皇は別に之を象つて、御靈を移し、その神鏡は近く宮中に奉齋し、畏所即ち内侍所として其の御稜威を仰ぐこととなるのである。現今宮中に仰ぎ奉る賢所が即ち之である。斯くて神器儼として玉體近く奉安せられ、同床共殿の御神意は常に渝らないのである。神宮に神鏡と共に遷幸せられた叢雲劍は景行天皇の御代、日本武尊の東夷征伐に伴なつて、尾張國熱田に鎮座することとなり、今の官幣大社熱田神宮の起原を爲すことは、周知の事實である。上古朝廷に於いて、神祇の祭祀を掌つた官衙は、神祇官と稱して、令の制度に在つては太政官のほかには置き、所謂神國の特殊性を明かにしたのであるが、此の官衙は既に大化の改新當時、若しくは其の以前より設けられたものの如く、朝廷に於いて各地方の大社名祠を官社として優遇した事實は、之を想像するに難くないのであ

神地神戸
領は神社の
類を神は組
納めるを社
田を民に組
をいふ。民又

つて、崇神天皇の御代に天神地祇の社を崇め、神地神戸を寄せられた當時、既に幾分、其のやうな機關の存在を推察することは、天皇の御敬神と合せ考へても決して不自然ではない。斯くて漸次、其の整備を見た此の神祇官に於いて、その長官たる神祇伯は専ら神祇の祭祀や神祇の奉仕者、又殊に大嘗祭、鎮魂祭に關する事などを掌つたのであるが、鎮魂祭はミタマシヅメノマツリともミタマフリノマツリともいひ、大嘗祭に先だつて行はれる重い神事である。こゝに大嘗祭といふのは、年々の新嘗祭のことで、令制定の時分には、御一代一度の大嘗祭、即ち踐祚大嘗祭をも、年々の新嘗祭をも共に大嘗祭と稱したのである。此の極めて重大な祭祀に、天皇親しく皇祖を始め奉りて、天神地祇に大嘗を供へ給ひ、御自らも新穀を聞食し給ふにつけて、其の祭祀關係者は嚴重なる齋戒を行ふのであるが、至尊に於かせられては、大御心いよく安けく、玉體ますま

八神祇の神名
延喜式に神名
神、高御産日
神、玉積産日
神、生産日、大
神、足産日、大
宮、津産日、大
神、津産日、大
神、津産日、大
神、津産日、大

山陵の祭祀

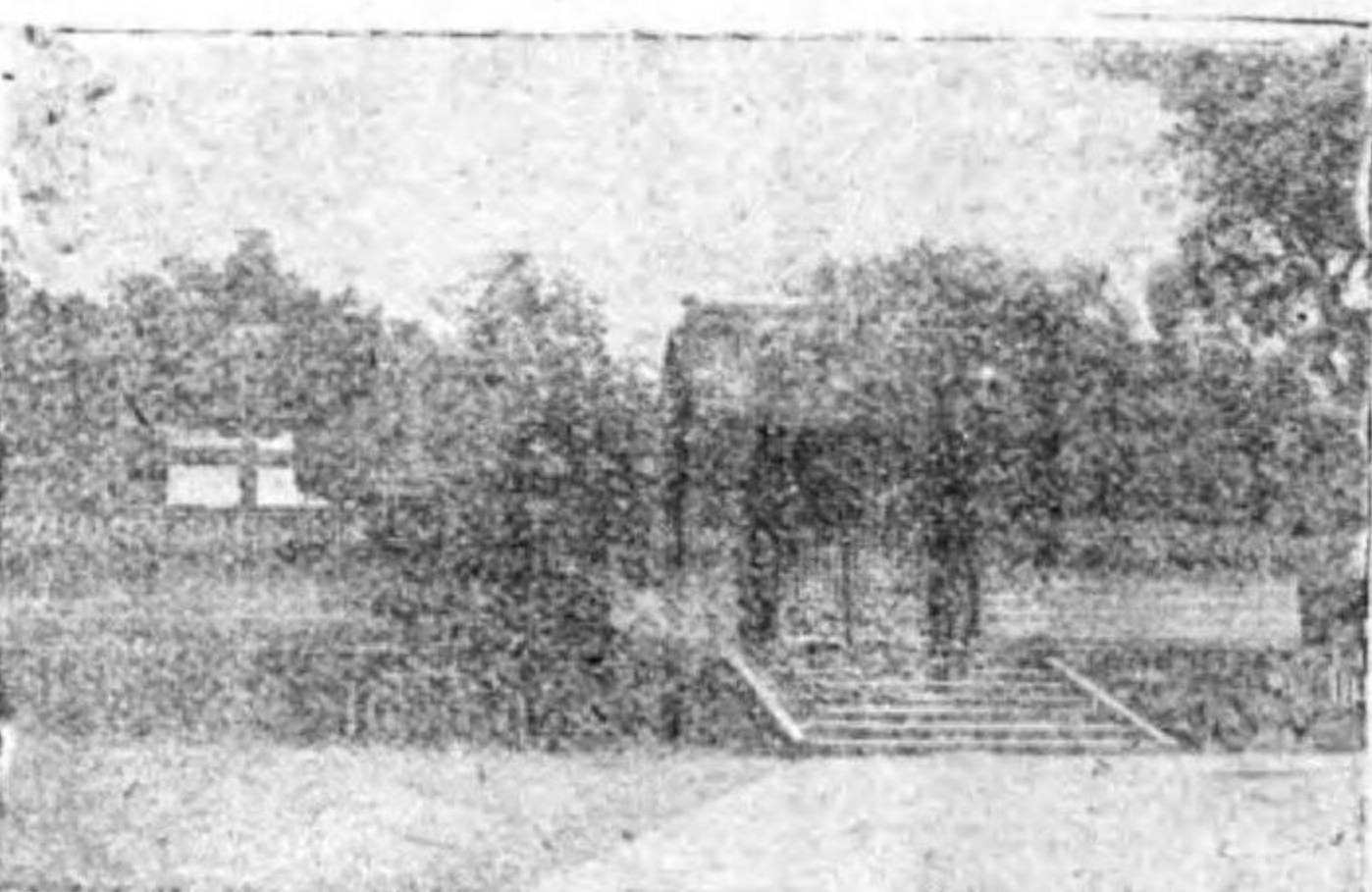
す榮えまして、御世の長久におはしますやう、鎮魂祭を行はせられ、高皇産靈神、神皇産靈神、魂留産靈神、生産靈神、足産靈神、大宮賣神、事代主神、御膳神の八神及び大直日神の九座を祭つた。此の八神は平生、神祇官の西院に祭られて、世に八神殿と稱せられた。明治維新の際、神祇官の再興せられるや、天神地祇と共に此の八神も併せ祭られ、明治五年四月に至つて、八神は天神地祇と共に神殿に合祀せられることとなり、其の後賢所及び其の右側に、ます皇靈殿に次いで賢所の左側に奉齋せられて、以て今日に至り、宮中三殿として仰ぐのである。

我が皇室に於ける御敬神は神代以來、國民の常に仰ぎ見る所、慕ひ奉る所であるが、皇祖天照大神の奉齋は申すも畏し、御歴代の皇靈に對し奉りては、上古の史筆には、或は神祇の靈と天皇の威とを並記し、或は神恩を被り皇威を頼むと書し、或は神祇の教と皇祖の

上代の神社

語られてゐる事實によつても十分に之を推知し得るのであるが、それらの歴史に基いて、明治の御代以來、宮中に於ける御祭祀は益々興隆せられ、官國幣社の祈年新嘗の兩大祭には、等しく宮中より奉幣あらせられ、其の他の神社に在つても、或は民間に忠烈の臣卓功の士を祭る場合に當つても、特にしばしば、祀奠重祀の大御心を拜し奉ることが少くないのである。皇室の祭祀を重んじ給ふ御慮は斯やうに廣きに亘つて之を仰がれるのであるが、特に宮中に於いて行はせられるところの祭祀は明治四十一年御制定の皇室祭祀令及び同四十二年發布の登極令に本づき、又その後の御改正御實施等によつて、其の詳細なる御儀を窺ひ奉ることが出来る。斯やうに神宮の御奉齋は申すまでもなく、我が國に於ける官國幣社以下神社の祭祀は、其の本づく所實に皇室の大御稜威を仰いで行はれるのであつて、神社が國家の宗祀として國家的意義の上

に立つてゐるのも、全く此の國體の特殊なる性質と神社の創立の重要な由來とに其の基礎が存するのである。試に神代の古傳を尋ねても、伊弉諾尊は國土の修理固成に關する天神の命を成し果されて、淡路の伊弉諾神社と近江の多賀神社に祀られ給ひ、大國主命は其の國家經營の困難に直面した時に、其の和魂を大和の大神神社として祀り、其の國土を皇孫に奉獻して恭順の誠意を表し奉つた時、朝廷より特に出雲大社を造營して其の祭祀を定められ、又鹿島神宮、香取神宮は天孫降臨の際に於ける武甕槌神、伊波比主命の卓越した御功績と、また東北地方に對する皇化の普及に關する御活動とによつて、其の御鎮座を見るに至つたの



宇佐神

である。神社の創立殊に其の久しきに亘る公的尊崇は實に其の御祭神の忠誠と奉公とに原因するのであつて、我が國家の特殊性が之を神社の奉齋として制度化するに至つたのである。

こゝに大國主命の和魂のことが見えてゐるが、和魂といふのは、荒魂と共に、上代に於ける日本民族の靈魂觀であつて、神社にもそれぞれ其の御靈を奉齋した由緒の明かなるものがあるものであつて、今日に於いても、古社の祭神名や各地の神社名に荒魂奉齋の事實が存してゐるのである。和魂と申すのは、平和的、仁愛的な精神活動の方面荒魂は創建的、進取的な作用を有する方面に對する神靈、若しくは靈魂に對する信仰を示すものである。之れ和稻荒稻和妙荒妙といふ思想と同じく、奇異靈妙なる心理作用の方面について、情意的には幸魂、智能的には奇魂の信仰が存するのと同様であつて、斯やうな精神作用を重視することは、昔も今も變らぬ所である。

報本反始の觀念

禮記 檀弓 第三十 報本反始の觀念
 檀弓 第三十 報本反始の觀念
 檀弓 第三十 報本反始の觀念
 檀弓 第三十 報本反始の觀念

ある。大國主命の和魂を迎へた此の場合について、一に幸魂奇魂の事として傳へてゐる。

抑も神社の奉齋は、神威を畏み、神徳を仰ぐ心に根ざし、皇祖天神に淵源する天壤無窮の皇運を中心とし、皇室を宗家と仰いで家族的國家の發展を祈る國民の至情に基づいてゐるものであつて、其の崇敬は報本反始の精神を本とし、其の尊信には家運興隆の念願が籠つてゐる。此の報本反始といふことは、漢土の思想としては、「禮記の郊特牲篇に見えるやうに、社稷の神を祭つて、其の神徳を感謝する場合と、所謂萬物は天に本づき、人は祖に本づく」と云ふ信念から、大いに其の本に報じ、其の始に反する場合とがあつて、明治以來、特に道徳的、教育的に後者の意によつて、報本反始の敬神思想を説いたのである。思ふに、我が國に於ける敬神觀念としての報本反始の思想は、此の兩者を兼ねて、敬神崇祖の念として發達した

天神地祇八百萬神

のであるが、それには、神の御稜威を畏みまつり、又國家的信念と家族的情操と郷土的觀念とが其の心理的特性として内在してゐることを忘れてはならない。

此のやうな神社と敬神觀念との特殊性が、自ら神宮を始として全國に多くの大中小の神社を奉齋することとなつたのであるが、其のやうな大中小幾萬の神社を仰ぐに至つた所以は、神代以來天神地祇八百萬神の信仰が存在するからである。天神は高天原に坐しまして天地の生成に御力を用ひ給ひ、地祇は此の顯國に生れまして専ら國土の開發に努力し給ふ神々であるが、其の最も高い至つて貴い天神は即ち皇祖天照大神であらせられる。天神地祇は之を廣く申せば、一切の八百萬神で、之を狭く申せば、神社に齋きまつつて朝廷で之を崇敬せられる所謂官社の祭神を惣稱する例である。而して是等の天神地祇八百萬神は悉く天照大神に奉仕

大祓詞 六月、
 十二月の末、
 朝延の行、
 延喜の式、
 淨る中、
 事延喜式に
 見ると依り奉仕
 主と依り奉仕
 文章と依り奉仕
 民性一般に
 して一般に
 は古來ハハラ
 と古來ハハラ
 ると古來ハハラ
 ふハセの職と云

して皇室の御隆運、國家の發展、國民の康福を守護し給ふ關係に在らせられることは大祓詞によつても、神宮を中心とする國民の敬神によつても之を察することが出来る。之れ皇國の國體と神社の祭祀との密接なる關係を示すものと謂はねばならない。

五、國家と神社

祭祀は禮の最も大なるもの

第五章 國家と神社

祭祀は禮の最も大なるものであるが、禮といふものは、人間自然の至情に出で、その敬慕の念が道德的意識と一般の習慣とによつて、禮の表現となり、各地各時代、それ々の禮儀といふ形式を取るものである。今一般に之を禮と見て、此の禮が宗教的情操や宗教的儀式と結んで、そこに祭祀といふものに表現し、更に一定の祭儀若しくは祭式作法といふものを形成する。而して此の祭祀が國家の制度と結び、或は國民全般の國家意識にその基礎を置く場合には、それが國禮若しくは所謂公式祭祀となるのである。神社の祭祀は即ち我が國禮であつて、神宮の祭祀並に宮中に於ける祭祀祝典は我が國の禮として最も重く最も大きいものである。随つて又廣く我が國に於ける神社の祭祀は我が國民の人間的至情を本

祭政一致の精神
神
祭時 祭祀の
行はれる 一種
の場處、祭場。
大嘗宮 大嘗
祭の行はれる
正殿、悠紀殿
と主基殿に
分る。

とし、道德的觀念と風俗習慣と宗教的情操とを其の基礎として成立し、國家の政治制度と深い關係を保ちつゝ、發達したものであることが分る。それ故、祭祀は極めて早く禮的風習として起る場合に在つても、或は後に制度的に發達した場合に在つても、其の性質上、自ら生活諸相の根本となり、制度諸般の基礎となるのである。斯くて我が國に在つては、極めて明白に神社が國家的性格を有し、國家が祭祀的性格を有してゐると見ることが出来るのである。こゝにも儼として祭政一致の精神が存する。

我が國が祭政一致の精神を以て建つてゐることは、既に初に皇道を説いた際に論及した所であるが、此の事實は、神武天皇が御即位の四年に鳥見山に靈時を設けて、厚く皇祖天神を祀り、大孝を申べて、統治の大本を示し給ひ、御歴代の御即位が大嘗宮に於いて親しく皇祖及び天神地祇を祭り給ふことによつて、其の大禮を調へ

させられる點からも察せられることであり、又、佛教の信仰が興隆して來た推古天皇の御代に當つて、攝政聖德太子が詔を奉じて、群臣を率ゐて天神地祇を祭り、以て政治の根本を示されたのも明白である。即ち、日本書紀の推古天皇十五年二月の條に、其の詔が傳へられてある。

詔して曰はく、朕聞く、曩者我が皇祖天皇等の世を幸めたまへるや、天に跼まり地に踏し、て敦く神祇を禮ひ、周く山川を祠りて、幽に乾坤に通はす。是を以て陰陽開け和ぎて、造化共に調ふ。今朕が世に當りて、神祇を祭祀ふこと、豈に怠り有らむや。故れ群臣共に爲に心を竭くして宜しく神祇を拜すべし。

此の詔勅を拜誦して直に思ひ出されることは、大化の新政を行はせられた孝德天皇の御代に、先づ其の大化元年七月に、蘇我入鹿等の專横を排除した功臣蘇我倉山田石川麻呂が、恭しく天皇の聖

旨を體し奉つて、「先づ以て神祇を祭鎮め、然して後に應に政事を議るべし」と奏上した事であつて、其の八月、天皇は東國の國司等に詔して、先づ

天神の所奉寄せたまひし隨に、方今始めて將に萬國を修めむとす。

と仰せられてをる。平安時代には、延喜式の神祇に關する規程に見える如く、又國史實錄の詳細に傳へるやうに、神祇官に於いても、國司の廳に在つても、天神地祇の祭祀が頗る盛んであつた。其の後、江戸時代に及んでは、著名な儒學者、國學者、神道家等の間に祭政一致の論を説くものが漸次多きを加へて、明治維新の際に於ける皇道の興隆、祭政一致の國是確立に少からぬ力を添へることとなつた。中に就いて、能登國飯田の神職葛原秀藤の文政九年に著した「童蒙日本魂」には、次のやうな興趣多い説が簡明に述べてある。

祭政一致と云は、天子の御政を天神地祇の御守あるやうに祈り給ふを祭といひ、天子、日神の道を以て天下の事を行はせ給ふを政といふ。祭をまつりと訓し、政をまつりごとと訓す。同訓一義なり。祭政ともに天下の泰平を期し給ふ。是を一致と云なり。日神の神勅にて祭祀を掌り給ふ人則ち朝政を行ひ給へり。崇神天皇より職掌分れりといへども、一致の事は我國萬代の規則と知るべし。

斯やうに我が國に於ける萬代の規則とも云ふべき祭政一致の精神が御統治の上に最も鮮明に昭示されたのは、明治天皇の御代であつて、此の御精神はその後いよく皇室の御儀、宮中の祭祀の上に拜し奉られる所であるが、年毎の新年に行はせられる政始の御儀にも、先づ内閣總理大臣より、

昨年中神宮恒例臨時諸祭典總而無御滯被爲遂行候事。

祭政教一致

と申す神宮祭主の奏文を執奏し、天皇親しく之を聞召される例である。之れ全く惟神の大道に本づき、皇道の本義を顯現せられるものであるからして、我が國に於ける教育も亦、此の精神に即して行はれねばならない。之れ即ち祭政教一致の國是が國體の本義よりして自らに定まり、學問も宗教も一般の教化も、此の國是に適合する所に、其の健全なる發達を見、又よく皇謨翼贊の實を擧げ得る所以である。畏くも明治天皇の御製に、

ちはやぶる神のこゝるを心にてわが國たみを治めてしがな

ちはやぶる神の心にかなふべくをさめてしがな葦原のくに

神風の伊勢の宮居のことをまづことしもものの始にぞきく

かみかぜの伊勢の宮居を拜みての後こそきかめ朝まつりごと

といふ大御心を詠じ給へる御製の多いのを拜して、誠に恐懼と感激とに堪へないのである。我等國民は此の至嚴至深の大御心を奉戴し、目に見えぬ神の心に通ふ至誠を以て、朝夕、其の心身を磨き、其の本分を盡くして、皇室の御繁榮、皇國の興隆に奉公の實を效し、祈念の衷を籠めなければならぬ。

我が國民は國家有事の日には義勇公に奉ずる一念よく金鐵をも貫くやうに、國家的の問題に其の心の緊張を覺える時には、其の敬神觀念はよく一致して尊皇愛國の大義に動き、神社に對する崇敬が君國を思ふの念と合して、一齊に老若男女を起たしめる力となるのである。明治維新に際して興隆した神社の祭祀と、其の直後に於いて躍動した朝野の敬神思想とは、全く此のやうな事情に

神社は國家の宗祀

由來するものであつて、此の現象は最近の支那事變に際しても、之をほゞ同様の情勢として我等の經驗した所である。

國家の發達にとつて最も大きな力となることは、國家としての理想が存し、此の理想に即した國民の信念が固いことである。而して此の理想が國初以來自然に内在し、此の信念が民族的信仰となつてゐる時、其の國家活動の基礎は最も深く、其の國の歴史は最も永遠性に富んでをるのである。皇國日本は天壤無窮の神勅を中心とした肇國の精神が宏遠深厚なる理想として國體に表現し、これに即した信念が皇祖皇宗の御敬神を本として國民祖先以來の傳統的信念となつてゐる。此の國體に基づく敬神といふ上下一體の傳統的信念が即ち神社及び祭祀として顯現し、また惟神の大道、現御神の信仰、神皇の信念、神國日本の觀念、神代の古傳、神道の思想として、我が國民生活と國史とを基礎づけてゐるのである。

而して神社及び祭祀としての表現には、神宮及び賢所は申すも畏く、古來鎮座する諸國の神社、其等の神威を發揚する種々の祭祀があつて、全く日本國家の最も大きな且つ根本的な特殊性を形成してゐるのである。是に於いて、明治維新の後、國民の敬神を指導し、祭祀の興隆を企圖して、神社の行政を刷新するに當つて、明治四年五月、神祇官の布告に於いて、特に神社が國家の宗祀であることを強調し、爾來、神社の國家的性格の面は益々明かにせられ、其の意義も亦愈々發揮せられつゝ、あるのである。

我が皇室に於かせられては、皇祖の大御心を承けて、天神地祇の社を祭拜することを以て、國家統治の大本とし給ふことは、仰ぐも畏き極みであつて、歴代の天皇は皇祖の祭祀を以て第一とせられ、神宮の御崇敬は古來の盛儀であるが、明治以後、殊に其の制度も完備に近づきつゝ、あることが拜せられる。神宮は惣ての神社を超

廣部廣成
又忌部とも書
す。大同二年書
從五位下の年
時、古語拾遺
す。撰して著聞

越して特に一定の社格を有せられず、尊嚴雙びないことは、昔齋部廣成が「古語拾遺」を著はして、「祖を尊び、宗を敬ふは、禮敬の先とする所なり。」といふ立場から、最も篤く伊勢の神宮を尊崇せねばならぬことを力説して、天照大神は、惟れ祖、惟れ宗、尊きこと與二無し。因自餘の諸神は、乃ち子乃ち臣、敦か能く敢へて抗へむと陳べてある通りである。中古以來、往々制度の弛緩を見た時にも、國民一般の尊信が辱けなさの涙を滿へてゐたことは、誠にこれ天地のうちに照り徹らせ給ふ大神の御稜威に本づき、皇室の御崇敬他に異なるものが存し、又歴代天皇の聖徳が深く國民の心に感孚してゐるからである。

斯かれば神宮の祭祀は、天皇の親しく奉齋し給ふ所であつて、昔は皇女が齋宮として、特に大御心を承けて、大神に奉仕せられ、現今は皇族を祭主に任じて、天皇の大御手代として大神に奉仕せしめ、

神宮の祭祀

大御心を體して常に奉齋の誠を捧げしめ給ふのである。祭主は親任であつて、皇族之に當るのを原則とし、或は公爵の華族を以てせられることもある。神宮の崇敬に關する事務を取扱ふ所は神宮司廳及び神宮神部署であつて、神宮司廳は皇室及び國家の神宮崇敬に關する一切の事務を掌るために、明治四年以來設置せられた所であるが、現時の官制は明治二十九年十一月勅令を以て公布せられ、その後多少の改正が加へられたものである。神宮司廳の職員として、神宮の祭祀に奉仕し、其の事務に従事するものを神官と稱し、祭主の外、大宮司一人、勅任、少宮司一人、勅任又は奏任、禰宜十人、奏任、權禰宜二十人、判任、宮掌四十人、判任等が置かれてゐる。神部署は、神宮大宮司の管理に屬し、神宮の大麻及び曆の製造頒布また臣民の奉賽に關する事を掌る所であつて、署長一人、奏任、神宮禰宜を以て之に充つ、神部二人、奏任待遇、神部補二十八人、判任

待遇、伶人判任待遇等の職員が設けられてゐる。神部署は明治三十三年九月の設置に係り、同四十五年四月の勅令を以て官制が公布せられ、その後、數次の改正が加へられ、もつて現在に至つてゐる。

神宮の祭祀は古來の舊儀極めて重く、明治十年に神宮明治祭式が制定せられたが、大正三年一月に至つて勅令を以て神宮祭祀令が公布せられ、左の諸條が定められた。

大祭

祈年祭(としごひのまつり)

神御衣祭(かむみそのまつり)

月次祭(つきなみのまつり)

神嘗祭(かむなめのまつり)

新嘗祭(にひなへのまつり)

遷宮祭(せんぐうさい)

臨時奉幣祭(りんじほうべいさい)

中祭

日別朝夕大御饌祭(ひごとのあさゆふのおほみけのみまつり)

歳旦祭(さいたんさい)

元始祭

紀元節祭

風日祈祭(かざひのみのまつり)

天長節祭

小祭

大祭及び中祭以外の祭祀

神嘗祭は一般にはカンナメサイともいひ、天照大神が其の年の新穀を聞食したまふについて、初穂の大御饌を供進する古來の嚴

儀である。往昔は陰曆九月十七日に朝廷より例幣使が参向せられ、明治以降は十月十六日の午後十時と十七日の午前二時に新穀の大御饌が供進せられ、十七日正午頃奉幣の儀が行はれる。此の日、官國幣社以下神社に在つては遙拜の式を行ひ、國家の祭日として、全國民は謹んで敬祝の意を表するのである。豊受大神宮に在つては其の前日に行はれる古例である。

遷宮祭は臨時の大祭であつて、式年遷宮と臨時遷宮とがある。神宮の御造營は古來の重儀であつて、天武天皇の御代に二十年目御造營の制が定められ、後村上天皇の興國四年以來二十一年目となつたが、共に通じて二十年一回の制と呼び、之を正遷宮又は式年遷宮といひ、他の場合を臨時遷宮と稱してゐる。昭和四年十月には第五十八回の正遷宮が行はれた。遷宮に先だつ御造營は最も鄭重を極め、終始幾多の祭祀が嚴修せられる。随つて其の御造營

の大麻も神璽若しくは神札として戴くこととなつたのである。而して伊勢に對する國民の尊信は鎌倉時代に及んでも愈々盛んとなり、神宮の祠官や御師職なるものが其の用務を帯びて各地方に出向くことが多くなり、自然に國民の尊信を捧げる便を圖り、大麻の頒布は年と共に盛んとなり、それと共に簡便なる曆も所謂伊勢の曆として、之を戴く者が少くなかつたのである。斯やうな由來で、大麻はまた大神宮の御祓とも御祓宮とも、或は玉串御祓とも稱したのであつて、今日は國民一般に神聖なる神札、貴い神璽として、古來の風習のまに／＼、毎年の末に新しい大麻を拜戴するのである。之れ新年毎に神代の事を偲び、家の内を祓ひ清めて生活の氣を新にする國民の風儀として誠に適切な自然の手ぶりであつて、諸國の神社に在つて、新嘗祭後斯やうな風習の存する所が少くない。現時は神宮神部署に於いて嚴肅なる大麻頒布式を擧げ

神社の神符神札

支那道家支那固有の宗教と支那の學說思想とを教祖的に仰ぎ、陰陽五行、天文曆數の説を日常生活に附會して、東南方諸國に一種深い信仰を形成す。

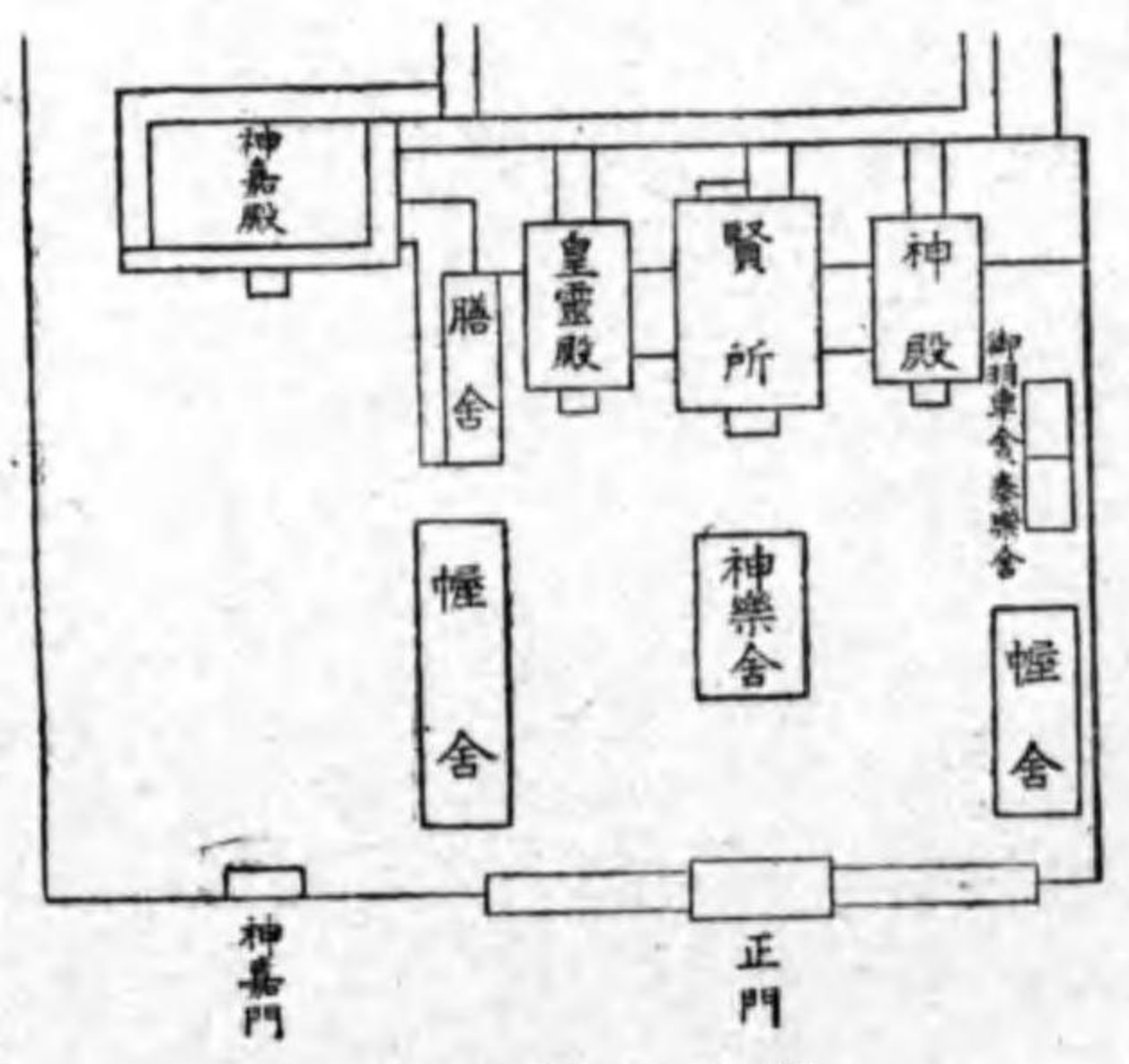
て、此の事を行ひ、多くは各府縣の神職會が其の意を體して直接授與の事に當つてゐる。神宮の大麻には大大麻及び普通大麻の二種と、直接參拜者に授與する劍先大麻と稱するものがある。

諸國の神社より出す神符、神札若しくは神璽は其の起原極めて古く、既に平安末期に其の徵證が求められ、其の形式によつて、支那道家の影響と見る説もあるが、紙や木片を用ゐ、文字の如きものを畫する點は、或は支那の宗教的思想に其の起原を求め得られるであらうが、神代以來の所傳に見られるやうに、神體を崇め、神寶を重んずる思想や、神の徳を偲び、神の恵を祈る心から、或る一種の神聖な記念的なものを戴くといふやうな習俗は、古來種々の場合に起る現象であつて、大麻や神符などを奉戴し奉安する風習も、蓋しそれらの思想に淵源し、強く深い敬神思想がそれを更に日本的に發達せしめたものと思はれる。自然に發達した國民的風習には、一

宮中の祭祀

遍の理論を以てしては、十分に説明し盡くされぬところの深い道理が存することが多い。

神宮の祭祀と相待つて宮中の祭祀が嚴肅に執行はせられることも、既に前章に述べたところであるが、神宮の祭祀をや、詳細に述べた關係上、ここに更に宮中三殿に於いて行はせられる年中★



★の諸祭典について述べる必要がある。之れ我が國に於いては國家の大祭祝日が宮中並に神宮の諸祭典に依つて定まり、又官國幣社以下神社に於ける公の祭祀は、實に此の神宮並に宮中の祭祀の延長ともいふべく、全く聖旨を體し、神威を仰ぎ奉つて、其の祭祀の根本が立つので

あつて、従つて國民の心には古來自ら其の精神が舍つてゐるからである。

宮中にて行はせられる祭祀は、御奥のみの祭祀は窺ひ奉るも畏し、御表の祭祀は普通、皇室の祭祀と申して、明治四十一年九月、皇室令第一號を以て公布せられた皇室令に大體現行の御儀が定められてある。即ち皇室の祭祀は大祭と小祭とに分れ、大祭には天皇が皇族及び百官臣僚を率ゐて親ら御祭典を行はせられる。大祭及び其の期日と祭所とは左の如くである。

- 元始祭 一月三日 [賢所皇靈殿神殿]
- 紀元節祭 二月十一日 [賢所皇靈殿神殿]
- 春季皇靈祭 春分日 [皇靈殿]
- 春季神殿祭 春分日 [神殿]
- 神武天皇祭 四月三日 [皇靈殿(山陵に奉幣)]

神嘉殿 三殿の西の方
に在つて、舊
儀の如く、新
嘗祭等を行
せられるは
方拜も其の
庭方に於て
る。

秋季皇靈祭 秋分日 [皇靈殿]

秋季神殿祭 秋分日 [神殿]

神嘗祭 十月十七日[賢所]

新嘗祭 十一月二十三日より二十四日に亘る[神嘉殿]

先帝祭 毎年崩御日に相當する日[皇靈殿(山陵に奉幣)]

先帝以前三代の式年祭

崩御日に相當する日[皇靈殿(山陵に奉幣)]

先后の式年祭 崩御日に相當する日[皇靈殿(山陵に奉幣)]

皇妣たる皇后の式年祭 崩御日に相當する日[皇靈殿(山陵に奉幣)]

幣)

右の諸大祭のうち、神嘗祭には神宮に於いて祭典の行はれることとは言ふまでもなく、當日、天皇は神宮を遙拜し且之に奉幣せしめ給ふ。又新嘗祭は皇靈殿の西方や、後部に設けられた祭殿たる

綾綺殿 御殿の一方、賢
所御後方に、位
殿御神事の三
至給ひてに際
御装束を召替
へさせ給ひ、替
背時、大内裏
の奥向の折々
と折々となつ
た。

神嘉殿に於いて行はれ、天皇親しく天照大神を始め天神地祇をここに御招請遊ばされ、其の年の新穀を以て、神々を饗し給ひ、御躬らも聞食し給ふ夜、曉にかけての御祭儀であつて、當日、三殿には神饌を奉らしめ給ひ、神宮及び官國幣社には奉幣せしめられるのである。新嘗祭を行ふ前日、三殿の後方に在る綾綺殿に於いて鎮魂の式を行ひ、又大嘗祭の行はれる年には自然、新嘗祭は行はせられないのである。尙左の場合には大祭に準じて祭典が行はれる。
一、皇室又は國家の大事を神宮、賢所、皇靈殿、神殿、神武天皇山陵及び先帝山陵に御親告あらせられる時
二、神宮の造營に因り新宮に奉遷する時
三、賢所、皇靈殿、神殿の造營に因り、本殿又は假殿に奉遷する時
四、天皇、太皇太后、皇太后の御靈代を皇靈殿に奉遷する時
次に小祭には、天皇は皇族及び官僚を率ゐて親しく拜禮し給ひ、

掌典長が其の祭典を奉仕する。宮中に於ける小祭と其の期日及び祭所は左の如くである。

歲旦祭 一月一日 [賢所皇靈殿神殿]

祈年祭 二月十七日 [賢所皇靈殿神殿]

賢所御神樂 十二月中旬 [賢所]

天長節祭 毎年天皇の御降誕日に相當する日 [賢所皇靈殿神殿]

明治節祭 十一月三日 [賢所皇靈殿神殿]

先帝以前三代の例祭 毎年崩御日に相當する日 [皇靈殿]

先后の例祭 毎年崩御日に相當する日 [皇靈殿]

皇妣たる皇后の例祭 毎年崩御日に相當する日 [皇靈殿]

綏靖天皇以下先帝以前四代に至る歴代天皇の式年祭 崩御日に相當する日 [皇靈殿]

右の歲旦祭當日には、之に先だつて、神嘉殿前庭に於いて四方拜

節折 神事大祓の宮中御
來天に際し玉
體及び天皇の
皇太子等に
皇太子等に
い行はるに
竹の節(竹の
節の節)を以
て量り奉る
種々の集り
古月の集り
な竹の集り
に君の集り
せぬ君の集り
歌ける出づ
ふへと

の式が行はれ、又祈年祭の當日には、神宮及び官國幣社に奉幣せしめられるのである。尙此の皇室令には附式として大祭及び小祭に關する祭式が定められてゐるのである。

宮中に在つては、官國幣社中の勅祭社に年々勅使を參向せしめられ、一月一日を除く各月の一日、十一日、二十一日の旬祭や、一年二季即ち六月三十日と十二月三十一日の節折及び大祓の御儀等、誠に事繁き御神事に、只管敬神崇祖、敬神愛民の大御心が拜察せられて、畏き極みである。殊に國家的事變に際して、義勇奉公の英靈を靖國神社に合祀し給ひ、臨時大祭に親しく玉歩を運ばせ給ふ叡慮の程、國民の齊しく感泣する所である。此の聖旨に本づき、又此の聖旨を體し奉つて、全國に於ける神社が存立し、又その祭祀が執行せられてゐるのであつて、昔藤原光賴が崇神天皇の御時、天津社、國津社を定め置かれてより以來、神わざ事、繁き國の營た、寶祚長久

の爲也と叫んだやうに、神社崇敬の根本義は實に此の寶祚長久に在ることは言ふまでもなく、荷田春滿が

誰がためと誰れか思はむ世を守る

天つやしろも國つ社も (春葉集)

と詠じた一首も亦よく此の神社の本義を盡くしてゐる。而も此の神社を奉齋し、敬神の誠を效すことは神代以來の手ぶりであつて、神社の根柢にも、敬神の本質にも、日本民族の傳統的信念並に傳統的情操が深く潜んでつて、神社存立の國家的、國體的意義は、上下の奉仕の實際にも、國民一般の性格のうちにも、又國家乃至地方制度の上にも、十分に之を認めることが出来るのである。

斯やうに皇室を始め奉り、神宮以下全國の神社に於いて、興國の基礎であり、道義の根本であるところの祭祀が行はれてゐる神國日本には、古來、各地方に神社を中心とした種々の神事風俗が年中

國家の祝日祭

五節供 正月七日
旬(人日) 三
日(上巳) 三
月(端午) 三
五月五日(端
午) 七
九日(重陽) 九
公の式は明治
六年一月廢止

新年節 一月二日
及び五日を特
に新年と稱し
普通新年節と

神社存在の意義

行事として行はれ、近世に及んで、國民的祝日として五節供が行はれたが、明治以來は神社の祭祀が國家的意義を發揮すると同時に、國家の祝日祭日も制定せられ、所謂大祭祀日として特に旗日として國民の擧つて慶賀すべき祝日と、深く敬意を捧ぐべき大祭祀日と定められることとなつた。是等の國家の祝日祭日は、畏くも天皇より賜はつた國民の休日でもあつて、新年節以外悉くこれ皇室に於いて特に厚く皇靈神祇を祭られる日でないものは無い。之れ正に神國日本に於いてのみ見る意義深い國民自覺の日であり、又心からの奉仕の日である。而して此のやうな祝日祭日が國家の大祭祀日として設けられるに至つた理由を省察して、國民は深く神宮並に宮中の祭祀を思ひ、更に官國幣社以下神社の祭祀に其の思を致さねばならぬのである。

神社は其の由來に於いて、又その祭神に於いて、更に其の奉齋の

心理的特質に於いて、素より我が國家と緊密なる關係を有してゐるのであるが、特に我が朝廷の行政上に神社が法的關係を結ぶに至つたのは、蓋し崇神天皇の御代に天社國社を定め、又その神地神戶を定められた事が、其の著しい起原を爲してゐるのである。之れ即ち官社の制であつて、爾來、令や延喜式に於いて、其の制度の根本が定まつたのであるが、延喜式五十卷中卷一より卷十までの神祇式に在つて、卷八には神祇官に於ける重要な祭祀の祝詞が傳へられ、卷九及び卷十には、宮中、京中、五畿七道に亘る全國の神社について、一樣に祈年祭の奉幣に預る天神地祇三千一百三十二座、社數として二千八百六十一所の神名即ち神社の名が國郡別に記載されてゐる。之れ即ち所謂式内社であつて、是等の官社には、大社としての幣帛を上られ、或は小社としての幣帛に預り、又神祇官より直接に奉幣する社と、國司が委任せられて奉幣する社とがある。

相嘗祭
ニヘ、又ツアヒ
ト云ふ。新古
天ノ皇。新古
祭。天ノ皇。新古
昔も天ノ皇。新古
嘗祭。天ノ皇。新古
警供。天ノ皇。新古
祇儀。天ノ皇。新古
祭儀。天ノ皇。新古
大社。天ノ皇。新古
の神。天ノ皇。新古
之儀。天ノ皇。新古
に。天ノ皇。新古
預座。天ノ皇。新古

こゝに官幣の大社、小社、國幣の大社、小社の別が生じた。畿内に存する神社は小社も官幣に預り、九州の神社は大社も國幣であつた。官幣の大社は祈年祭の外に六月、十二月の月次祭と新嘗祭にも幣帛を供せられ、更に相嘗祭の班幣に預るものもある。畿内以外の諸道には官幣の小社は無く、官幣の大社としての幣帛を受けるものは極めて少い。大社は多く名神祭といふ祭典に預つた。是等の式内社以外に在つて、勅撰國史に其の名の見える神社は之を國史現在社と稱し、當時を下ることあまり遠からざる古社であつて、式内に加はらないものを式外社と稱する。

平安時代に於いては、神祇官直接の崇敬と相待つて各地方の國司が直接に尊崇の誠意を表する神社も少くない。彼の延喜式の卷九、卷十を神名帳、官社帳などと稱するのと同じやうに、此の國司崇敬の社を登録した帳簿を國內神名帳と稱する。中央政府と其

二十二社
 神宮及伊勢
 尾水賀平賀野茂石
 松尾春日野
 大原春日野
 石上野
 廣瀬大和
 住吉日吉
 梅宮吉田
 北野丹生
 船野各神社

の各國々の國司の崇敬と一般地方民の尊敬とは大抵自ら一致して國內に於ける最も高い位置を占める神社と、之に次ぐ格式の神社とが何時しか自然的に固定的の姿をとつて諸國に一宮、二宮、三宮等が相次いで定まることとなつた。一宮は各地方に於ける有力な神社として漸次公的の位置も重くなるのであるが、國司はまた其の國內尊崇の神社を一々巡拜する勞を省き、又國衙の權威を高める要求から、其等の祭神を國衙の近くに總べ祀つて一國の總社といふものが發生するに至つた。當時朝廷に在つては敬神の缺けむ事を案じて、屢々神宮を始め、京都近くの大社に使を遣して、或は十六社、或は十九社に嘉穀の豐饒、國內の安泰を祈願せられたが、白河天皇の永保元年以來、其の數が一定し、所謂二十二社として、毎年二月、七月の兩度に祈年穀奉幣が行はれ、其の崇敬は永く續いたのである。

本地垂迹
 教の發理に基
 來我が國の古に
 祇合佛菩薩の神
 習垂迹神は佛説
 調和此の思想に
 基調此の思想に
 山に神部道中佛
 神從此神佛等起
 漸次神思佛想主
 說の展開せらる

幕末、國家多事に際して、上下の敬神觀念は著しく活氣を呈し、諸社の祭祀も俄に復興し、忠君愛國の偉人を祭祀する要求も高まつて來たが、大政奉還と共に、王政復古は直に神祇官の再興となり、皇道の興隆は、中古以來、本地垂迹思想によつて神佛混淆の状態に在る全國大小の神社に對して神佛分離の勵行となり、所謂廢佛毀釋に次ぐ切支丹布教禁止の撤廢を見るに及んで、國民思想の統一、國民信仰の確立に必要な對策として、祭政一致の強調、敬神愛國の鼓吹は、惟神の大道を基調として、一方、伊勢の神宮に對する尊信に依る歸一的指標と、他方に平田篤胤以來の古代信仰を力説する大國主命の信仰に依る宗教的指標が示されつゝ、國民の神道的精神が力強く高揚せられてゐる間に、神社に關する諸般の行政が制度的にも又思想的にも急速に推し進められたのである。而して其のやうな複雑な情勢のうちにも、神社の祭祀を出来るだけ國家的、公

近衛忠房 治和年の神道
家となる。宮祭主
と神宮に千家
神教を共に又著
はす。要旨を著

浦田長民 治和年の神道
家、神宮少宮明
司、神宮教院
教導職とし著書
活動す。著書
が多い。明治以
來の神社制度

堀秀成 初年の國學者
季河藩の號す
古戸に於て音
義學を唱へ、
又神樂を以て
著述を極めて
多生、明治政
十年、段、六、
九、十二

的、道德的、禮的に發展せしむべく、國民の神社崇敬をも、宗教の圈内より脱して、教育の對象に親しませるやうに細心の注意と、微妙な努力とが拂はれたのである。従つて神社は宗教に非ずといふ態度は、近衛忠房の「神教綱領」、浦田長民の「大道本義」、堀秀成の「神社非宗教說」等に於いて、既に早く相當鮮明であつた。

斯やうな譯で、現行の神社制度を述べる爲には、一應、王政維新以來の神社行政に關する官制の沿革を考慮に入れて置く必要がある。即ち元年正月、太政官の下に七科の一として神祇科を設け、同年二月、八局の一として神祇事務局と改まり、其の三月、神祇官を再興し、京都に其の出張所を置いた。四年八月、官制の改革に伴つて、神祇官が廢せられ、新に九省の一として神祇省が置かれたが、五年三月、其の廢止と共に教部省が設けられ、同時に祭祀に關する事務は太政官所屬の式部寮の所管となつた。十年一月、五年以來の

大教宣布運動の頓挫に連れて、教部省の廢止せられると同時に、内務省に社寺局が新設せられ、越えて三十三年四月に至り、社寺局は神社局と宗教局とに分れ、宗教局は大正二年六月、文部省に移管されて、以て今日に至つた。

神社は本來國家の崇敬すべき宗祀であるからして、古來、神社を崇敬する禮遇の標準が自らに定まり、社格の制度として、各神社の有する歴史的、國家的の意義が大體、其の間に表現せられるに近いのである。明治元年十月、明治天皇が御東幸後間もなく、武藏國一の宮、氷川神社に行幸して、御親祭の典を擧げさせられ、當社を以て、當國の鎮守として、歳毎に奉幣使を差遣はされる例となつてから、勅祭社の名が起り、同年十一月、神祇官勅祭社、神祇官直支配社、神祇官准勅祭社といふ三等の社格的制度が部分的に、一時施行せられたが、四年五月に至つて、各府藩縣等の調査を待つて、次のやうに官

社以下の社格が制定された。

官社 官幣大社、官幣中社、官幣小社

以上(五)當時大中小社三十神祇官の祭る所、官幣社となす。

國幣大社、國幣中社、國幣小社

以上(二)當時中社六十地方官の祭る所、國幣社となす。官幣

社と共に神祇官之を管す。

諸社 府社、藩社、縣社

府藩縣崇敬の社(藩社の格は此の年七月廢藩置縣と共に自然に消滅した)

郷社

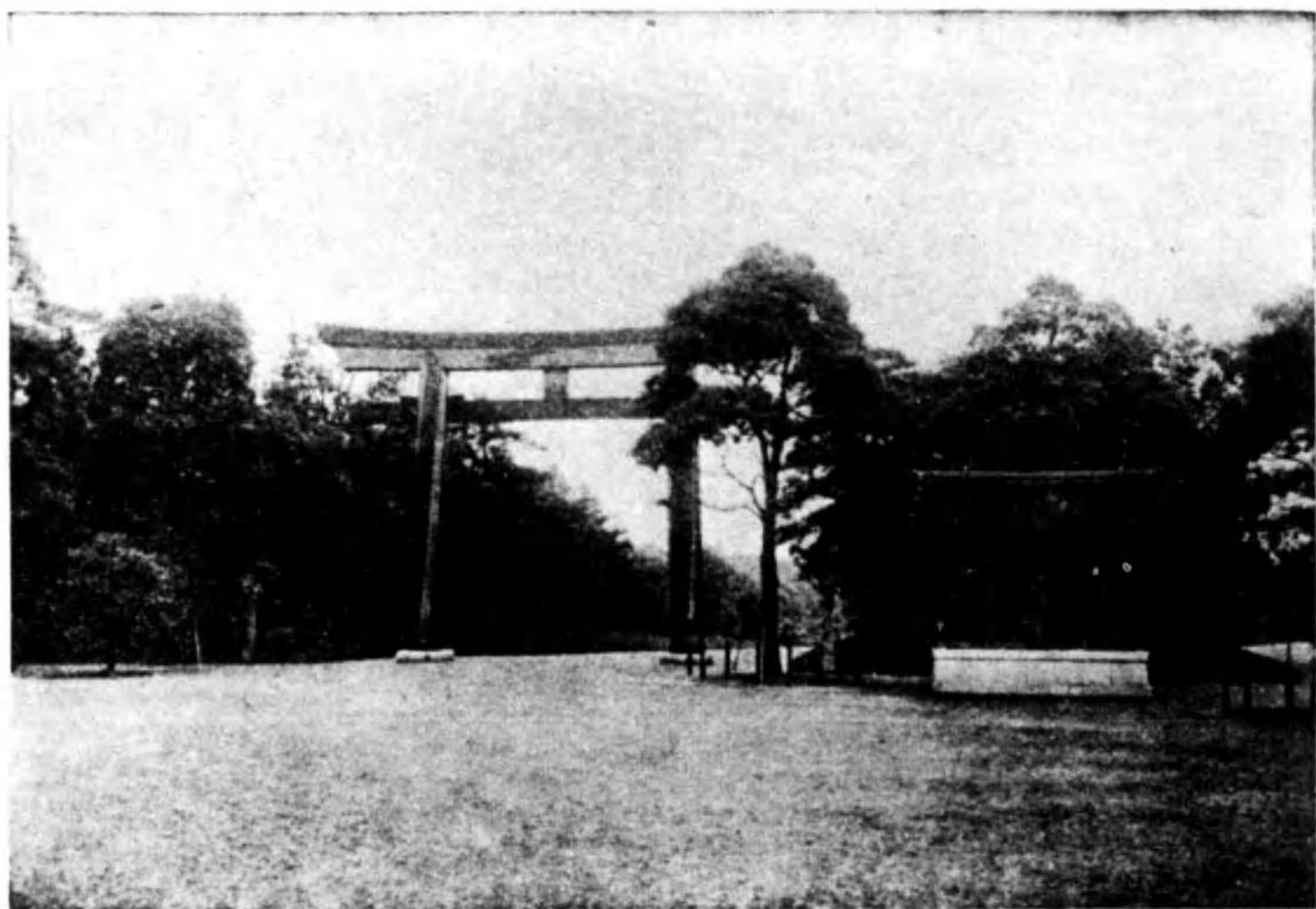
郷邑の産土神

この翌五年五月、曩に創立された兵庫の楠社を湊川神社と稱し、別格官幣社に列せられることとなり、新に一の社格が増した。別格官幣社は官國幣小社とほゞ同格である。之より先、四年七月に

官國幣社

郷社定則といふものが發布され、戸籍一區に郷社一社を設ける方針を定め、其の他の社は村社と稱し、村社として認められないものは無格社と呼ぶこととなつた。當時、神祇崇敬、皇道復興の機運によつて、壽永の前後、御不遇であらせられた天皇や、承久役後、皇權恢復の爲に宸襟を惱ませ給うた天皇や、其の御事業に殉ぜられた諸皇子を鎮祭して、白峯宮、吉野宮、鎌倉宮等が創立せられた。是等の宮號は、後に漸次一定して、大體皇族奉齋の神社の稱號となり、天皇を奉齋する神社は神宮と申す例となるが、古來の特例を除いて、神宮、神社の稱號は自ら社格に准ずる稱號となるのである。

神社として公の神社明細帳に載録されたものは、即ち公認の神社であつて、何れも國家の宗祀として、皇室の神祇崇敬の大御心の下に、國家の尊崇を受くべきものであるが、官幣社及び國幣社は直接國家の崇敬によつて、其の奉齋の實を擧げ、特に官幣社は皇室直



居鳥一第宮神治明



拜參の隊軍るけ於に社神國靖

勅祭社 此の
うち賀茂と泰
日の勅使を古
くより上郷と
稱する。

接の御崇敬が加はるのである。従つて、官幣社の例祭には皇室から奉幣せられ、國幣社の例祭には國庫から幣帛が供進せられる。祈年祭と新嘗祭とは官國幣社共に皇室から奉幣せられるのである。此の官國幣社の例祭、祈年祭、新嘗祭は何れも大祭であるが、其の皇室又は國庫より供進する幣帛は、一定の幣帛料及び神饌料であつて、地方長官がその供進使として参向する。官幣大社の中、賀茂別雷神社、賀茂御祖神社、石清水八幡宮、春日神社、氷川神社、熱田神宮、出雲大社、榎原神宮、明治神宮、朝鮮神宮の十社及び別格官幣社、靖國神社の例祭には、年々特に勅使を差遣せられ、又官幣大社、宇佐神宮、同香椎宮には、古例に因つて十年に一度、臨時に勅使を差遣して奉幣せしめられる。是等の十三社を世に勅祭社と稱する。また官國幣社の經費は國庫より供進せられ、其の奉齋の制度は明治初年以來著々として進歩しつゝあるのである。

府縣鄉村社

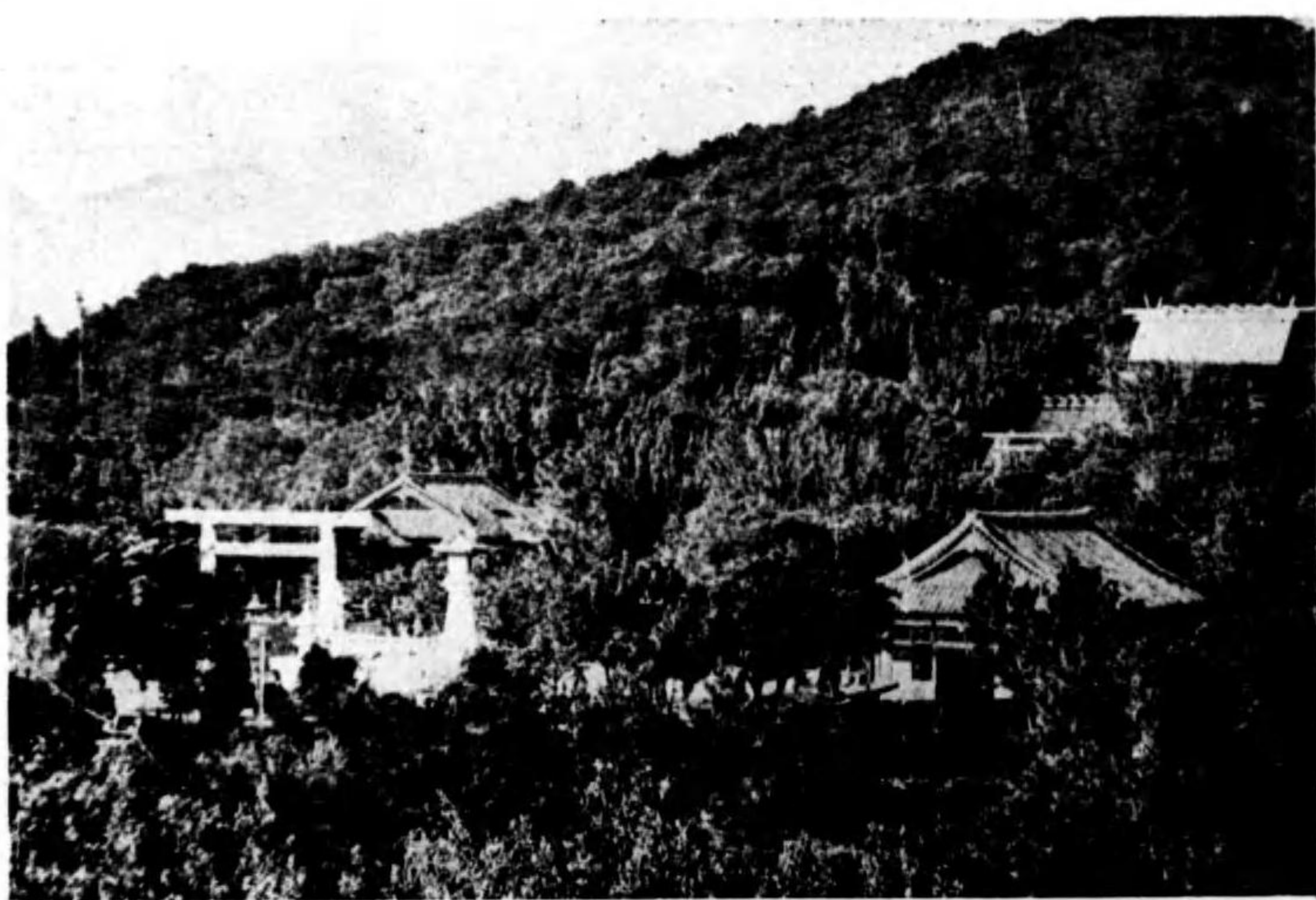
神官神職の制度

府縣社以下の神社に在つては、明治三十九年四月に、始めて例祭に限つて其の關係の地方團體から神饌幣帛料を供進する制が設けられたのであるが、大正二年に至つて、祈年新嘗の兩大祭にも、其の供進の途が開かれることとなつた。此の特典に預る神社は神饌幣帛料供進指定の神社で、府縣郷社には地方長官、村社には市町村長が幣帛供進使として此の三大祭に參向するのを原則としてゐる。

神官神職の制度に關しては、明治四年五月に神官職員規則が發布せられ、二十年三月に、官國幣社は神官を神職と改稱した。爾來、制度上に於いて神官と稱するのは、前述したやうに、神宮に於いて其の祭祀に奉仕する職員を指すのであつて、官國幣社以下神社の職員は之を一般に神職と稱する。神官は官吏としての本官であり、神職は待遇官である。同二十七年二月、府縣社以下の神社には



官幣大社朝鮮神宮全景



官幣大社臺灣神社全景

社司、社掌を置くこととなり、次いで同三十五年二月に、官國幣社及び神宮神部署神職任用令と府縣社以下神社神職任用規則が同時に發布されたのである。官國幣社に奉仕する神職は、宮司は一般に奏任待遇、禰宜及び主典は判任待遇である。官國幣社宮司の中、勅任待遇に選任せられる者があり、又官幣大社中、奏任待遇の權宮司の置かれる社や、判任待遇の宮掌の置かれてゐる社がある。府縣社以下神社の神職は、凡べて判任待遇であるが、大正以來、特に一定数の社司及び、上席社掌には、奏任待遇に預るものがあり、官國幣社の禰宜中にも、近年、少數を限つて、奏任待遇を受ける途が開かれることとなつた。

神社崇敬の基礎

神社は國家の宗祀であり、其の歴史は日本國家の發達と密接の關係を有してゐるが、其の創立には、或は國家的に、或は地方的に、種種の場合があり、其の崇敬は高天原に千木高く、皇室の大御稜威が

輝いてをり、其の奉仕は、底つ岩根に宮柱太く固く、國民の神威を崇め、國家を重んじ、氏族を貴び、郷土を愛し、文化を嗜むところの心々が、其の基礎となつてゐるのであるからして、祭祀と事務とに直接奉仕する所の神職のみならず、近く其の神威を仰ぎ、遠く其の神德を蒙る國民は、よく其の各地々々の神社を奉齋して、神宮を中心とした精神的、基礎的な日本の力を深く堅くして、眞に一億一心、祖孫一體、將た神人一致、以て皇室を奉戴し、皇國を守護して、神國日本の眞姿を顯現しなければならぬ。古來神社を鎮守の神、氏神の社と崇め、氏子、崇敬者としての奉仕的生活が營まれて來たのも、決して偶然ではない。昭和十四年以來、皇室の彌深き大御惠の下に、靖國神社の神威が發揚して、各地方に護國神社が創立せられることとなつた精神的由來を思ひめぐらしても、此の心構の必要が痛感されるのである。護國神社は明治初年以來の招魂社が、其の性質

を擴充し、其の制度を新にしたものであつて、社格の制度は無いが社司、社掌が置かれることとなつた。之と相前後して、朝鮮半島には漸次官國幣社が創建せられ、大陸にも南洋にも、到る處輝く國威と共に鳥居が高く聳えつゝある。

神社統計

官國幣社數〔昭和十八年十月一日現在〕

官幣大社	六五	國幣大社	六
官幣中社	二三	國幣中社	四七
官幣小社	五	國幣小社	四七
別格官幣社	二八		
計	一二一		

府縣社以下神社數〔臺灣朝鮮神太を除く〕

〔昭和十三年六月末日現在〕

府縣社	一〇九八
郷社	三、六一六
村社	四四、八二三
無格社	六〇、四九六
計	一一〇、〇三三
護國神社數〔昭和十五年九月五日内務省報告數〕	一一九
護國神社	一一九
總計	一一〇、三六六

六、神社の祭祀

神祭り

拾遺和歌集

二十卷、勅撰
古今集、後撰
集、共三、代
集、呼ばれ
る、蓋し、藤
原公任の朝、
天皇の御、上
するところ。

橋邊覽
神井の
手、人、越
勤、人、末、前
葉、歌、人、萬
達、の、歌、純、の
達、の、歌、純、の
年、生、の、歌、純、の
年、生、の、歌、純、の
歳、生、の、歌、純、の

第六章 神社の祭祀

柳葉の香をかぐはしみとめ來れば

八十氏人ぞまとみせりける

これは「拾遺和歌集」に見える清らかな情味の豊かな神樂歌の一
首である。神を祭る氏人たちの歡びと辱なさとに輝く多くの姿
が、青い眞柳に懸かる白い木綿垂の神々しい静けさと相映じて、我
等日本國民の心を自らに古と今とに結んで、深い懐かしさを感じ
しめる。幕末の愛國歌人橋邊覽の「神まつりを詠じた歌に、

いさぎよや柳の青葉すがむしろ

木綿しでなびく神の廣前

里人の群りつどふ神やしろ

うちひびかする鼓いさまし

といふ社頭の光景が描出された二首がある。清々しくもあり力
強くもある。正にこれ神代以來の底力である。神は人の敬に依
つて威を増し、人は神の徳に依つて運を添ふ。そこに自然に意義
深い神祭りが行はれる。神社の祭祀は實に國家興隆の基礎であ
り、又國民生活の訓練である。明治天皇が皇政復古以來特に祭祀
を御崇重遊ばされ、神國日本の國民として、神を祭る昔の手ぶりを
忘れるなと諭させ給うた大御心がいよゝ深く偲び奉られるの
である。

元來、神社は皇國の神祇を齋き奉つて、公の祭祀を行ひ、國民一般
の參拜を爲すべき施設を有する神聖な精神的、制度的表現である。
随つて神社を理解し、其の存立の意義を發揮する爲には、神社に奉
齋するところの皇國の神祇即ち御祭神と、之に奉仕するところの
祭祀と、其の他の種々なる敬神の方法と、其の設備としての殿舎乃

神社の性質

神社の祭神

玉勝間 十四
卷・神社・神祇・古
社・民族・性・古
典・文化・感想・等
に關する價值
多し隨筆

至調度と奉齋し奉仕するところの制度職員崇敬する土地と人々、施設經營並に奉齋の心理や鎮座の歴史等について之を考察する必要があるのであつて、誠に意義と興味とに富む現象であるといはねばならない。

神社の祭神には、皇祖天照大神を始め奉り、列聖中の皇靈國家の生成發展に貢獻の著しい天神地祇氏族の祖神偉人の英靈内外の國難に殉じた人々及び文化の發達乃至地方の開拓に關して德澤深き人々の英靈等が奉齋せられてある。神として神社に祭られながら、其の由緒の明かでないものは、却つて深き神德のおはします例も多く、又一たび神社として公に崇められる場合、たゞ神として畏みまつるべき謂はれのあることは本居宣長の「玉勝間」などに切論してある所である。而も如何なる神社に在つても、祭神の御事績と神社の由緒とが明かであれば、其の神德を偲び奉り、神威を

發揚し奉る上に少からぬ力となるのである。彼の有名な西行法師の詠として、世に流布するところの

何事のおはしますかは知らねども

かたじけなさに涙こぼるゝ

といふ一首は、神社に詣でる日本人の神觀を有りのまゝに詠じたものとして極めて意義深いものであるが、之に對して橋曙覽が、

おはします辱なさを何事も

知りてはいとゞ涙こぼるゝ

と詠んだのも亦興趣深い。神威を畏む心は貴く、神德を顯はす力も亦貴い。此のやうな心と力とが基本となつて、春夏秋冬種々のお祭りが行はれてゐる。

神社の祭祀は神威を畏みまつり、神德を仰ぎまつる心を本として、皇室の隆榮、國家の發展を祈る真心のまに、國民の康福、郷土

官國幣社以下
神社の祭祀

の繁盛を感謝し祈禱して、以て神慮を慰め奉り、また冥助を憑み奉る至情が、或は深く神を崇め、或は神と偕に樂しむといふ姿に於いて表現したものである。之を極めて簡単な辭句で言ひ表はせば、所謂報本反始の誠を致し、神德敬慕の念を捧げるといふ所に神社祭祀の精神的基礎が存する。而して神社の祭祀を日本人の神觀や、敬神思想の内容や、奉仕の心理状態や、神社創建の意義等から考察するならば、蓋し前述したやうな性質を包有して、古來我が國に於ける祭祀が展開して來てゐるのであつて、固より神社存立の意義と其の歸を一にしてゐる譯である。

全國に於ける官國幣社以下神社の祭祀は、言ふまでもなく、神宮及び皇室の祭祀を根本として、其の制度が定まつてゐるのであつて、神社によつては、種々なる特殊神事といふものがあり、又表立たぬ私的な祭祀もあつて、必ずしも際やかに國家的、公的色彩の表

籩豆ノ享
儀を供へて祭
ること。

現されてゐないものもあるが、神社の祭祀そのものは、本來、國家的、公的の性質が最も著しいものであり、或は極めて深いものである。それ故、明治元年三月、神祇官が再興せられた時の諭達には、
此度王政復古、神武創業ノ始ニ被爲基、諸事御一新、祭政一致ノ御制度ニ御回復被遊候ニ付テハ、先第一神祇官御再興御造立ノ上、追々諸祭典モ可被爲興儀被仰出候云云
と布告せられ、明治八年四月、式部寮達によつて、始めて新に神社祭祀の定められるや、其の三月、坊城式部頭等の先づ之を上つた表文に次の如く述べてゐる。

臣等 伏シテ以ルニ、中世以降、祀典ノ修マラザルヤ久シ。維新ノ始メ、神祇ノ官ヲ置キ、古典ノ頽廢スル者漸ク以テ振興シ、全國ノ社格ヲ定ムルニ至ル。夫レ幣ニ官國ノ別アリ、社ニ府縣鄉村ノ等ヲ立ツ。幣帛ノ奠、籩豆ノ享、一定ノ式無ル可カラズ。於是臣

俊政等聖諭ヲ奉ジ、古ヲ稽^{カシ}ヘ、今ヲ酌^シミ、其虚飾^{キョシヨク}ヲ去リ、其誠信ニ基キ、祭祀ノ恒式^{コウシキ}ヲ擬撰^ギス。書成^{シヨウ}テ進呈^{シンテイ}恭^クク天裁^{テンサイ}ヲ仰^ウグ。臣俊政等屏營^{ヘイエイ}ノ至ニ堪^{カン}ヘズ。謹^{キン}テ以^リテ聞^クス。

其の後、明治二十七年五月、神宮及び官國幣社以下神社に於ける祭儀中、特に重き祭祀^{サイシ}を大祭^{ダイサイ}並に公式の祭祀^{サイシ}となし、以て毎月恒例^{コウレイ}の小祭^{コウサイ}又は諸種の私祭^{シサイ}等と區別した。

一、神宮の大祭及び公式の祭祀

(甲) 大祭

- 一、神嘗祭
- 二、祈年祭
- 三、神御衣祭^{カミミ}
- 四、月次祭^{ツキナミ} (六月及十二月)
- 五、新嘗祭
- 六、臨時奉幣式^{リンジホウヘイシキ}
- 七、正遷宮^{シヤウセンクウ}

(乙) 公式の祭祀

- 一、元始祭
- 二、紀元節
- 三、天長節
- 四、歳旦祭
- 五、風日祈祭^{カザヒノイマツリ}
- 六、遙拜式
- 七、大祓^{オホハヒ}

二、官國幣社の大祭及び公式の祭祀

(甲) 大祭

- 一、祈年祭
- 二、新嘗祭
- 三、例祭
- 四、臨時奉幣式^{リンジホウヘイシキ}
- 五、本殿遷座^{ホンデンセンザ}

(乙) 公式の祭祀

- 一、元始祭
- 二、紀元節
- 三、大祓
- 四、遙拜式
- 五、假殿遷座^{カクデンセンザ}
- 六、神社に特別の由緒ある祭祀

三、府縣社以下神社の大祭及び公式の祭祀

官國幣社の大祭及び公式の祭祀に準じて執行する。

祭祀の重く、敬神の貴いことは、素より國民の胸裏^{キョウリ}から、其の心づかひの失はれることは無いのであるが、明治十年前後から日清・日露の戦役の起つた頃にかけて、歐米の文明に眩惑^{ケンワク}せられ、物質的文明に精神的生活を輕視する傾向の著しくなつた國民一般の時代

的風潮は、たとひ教育的に敬神崇祖を説いても、實際的には神社の崇敬に深い意義を認めようとはせず、空しく科學と宗教との關係を遠ざけ、徒らに敬神と迷信との接近を危み、とかく神社の崇敬も形式的に流れる弊が見えたのであるが、露西亞に對する壓倒的大捷に目ざめた國民は、漸次固有の精神文化を尊重し、舊來の國粹を愛護する自覺を起し、一方戰後に於ける國力を充實し、思想を緊張する必要から、地方に於ける産業の振興、自治の啓發を呼ぶ聲の高まつて來た關係からして、明治の末期には、神社中心主義が力強く唱導されて來た。敬神思想の鼓吹、神社の整理、祭式の獎勵が目につくやうになつた時、御代は明治から大正に移つたが、國民は今更ながら、明治天皇の篤い御敬神に感激し奉り、教育界には國民道德の振興に對する祭祀の重要性を認識する者が漸く多くなつて來た。かゝる間に神社崇敬の指導が進むにつれて、神社の行政も著

しく改善され、祭祀や祭式に關する制度も著々として整備するこ
ととなつた。

即ち明治四十年六月、内務省告示を以て、神社祭式行事作法が始めて制定せられ、大正三年一月、神宮祭祀令に次いで、官國幣社以下神社祭祀令が勅令を以て公布せられたことは既に述べたところである。次いで同年三月、内務省令を以て、官國幣社以下神社祭式が詳細に發布せられ、其の四月には、靖國神社祭式が陸軍省令を以て公布せられた。現今、一般神社に於ける大中小の祭祀は、此の大正三年の官國幣社以下神社祭祀令を本とし、同年の神社祭式に依つて、それ／＼一定の祭典が奉仕せられてゐるのであつて、其の祭儀に關する一々の所作は、明治四十年の神社祭式行事作法に則つて取運ばれてゐるのである。

神宮並に宮中の祭祀については、前章に於いて、大小祭祀の別に

ついで其の規程を述べたのであるが、こゝには官國幣社以下神社の祭祀に關する規程について一言したいと思ふ。即ち前述した現行の官國幣社以下神社祭祀令によれば、官國幣社及び府縣鄉村社に於ける祭祀も亦、神宮の祭祀に倣つて、左の如く大中小の三祭に分れる。

大祭

祈年祭

新嘗祭

例祭

遷座祭

臨時奉幣祭

靖國神社に在つては前項の外合祀祭

中祭

- 歲旦祭
- 元始祭
- 紀元節祭
- 天長節祭
- 明治節祭
- 神社に特別の由緒ある祭祀

小祭

大祭及び中祭以外の祭祀

祝詞(のりと)

是等の祭祀に關する祭式並に行事作法に關しては、それら前
述した法規によつて一定の細則が示され、其の大祭及び中祭に奏
上する宮司、社司及び幣帛供進使の祝詞も亦、現行の神社祭式に於
いて示されてゐる。古昔、朝廷に於いて行はれた重要な祭祀の祝
詞は延喜式卷八即ち祝詞式に見えてを、つて、其の祈年祭の祝詞に